

平成28年第4回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成28年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成28年12月6日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成28年12月6日	14時35分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	7番	木村照夫		8番	河野保久	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 久保山晃治		(書記) 高木英斗	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	こども課長	鶴田しのぶ		
	副町長	酒井英良	産業振興課長	土田竜一		
	教育長	大串和人	まちづくり課長	阿部一博		
	総務企画課長	熊本弘樹	建設課長	古賀浩		
	財政課長	城本好昭	会計管理者	木村司		
	税務課長	平野裕志	教育学習課長	内山十郎		
	住民生活課長	安永宏之	まちづくり課参事	毛利博司		
	健康福祉課長	中牟田文明				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 議案第43号 基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数
条例の制定について
- 日程第2 議案第44号 基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定につ
いて
- 日程第3 議案第45号 基山町課設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第46号 基山町職員定数条例の一部改正について
- 日程第5 議案第47号 基山町立図書館協議会設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第48号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第8 議案第50号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条
例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第51号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部改正について
- 日程第10 議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第11 議案第53号 基山町税条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第54号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第13 議案第55号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 同意第6号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて
- 日程第15 同意第7号 基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれら
に準ずる者とするにつき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第56号 鳥栖市水道事業施設の使用に関する鳥栖市との協議について
- 日程第17 議案第57号 基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関す
る規約の変更について
- 日程第18 議案第58号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第59号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第20 議案第60号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第61号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 議案第43号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 議案第43号 基山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

以前、全協でも簡単に説明がありましたし、今回こうやって入っていますよね。まず、そもそもどうしてこういう改正が必要になったのか、簡単に結構ですので、経緯を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

今回の基山町農業委員会の改正につきましては、国の農業委員会等に関する法律の改正に基づき改正を行うということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

その内容というか、なぜ、こういうふうになった経緯、現状の農業委員会が時代とともに変わってきたとか、そういうところでしょうか。詳細がわかれば教えていただきたい。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、国の審議、そういうものについて詳細に把握しているわけではございませんけれども、新聞報道等によれば、今現在、全国的に農地の利用、今後の担い手の土地の集積であったり、耕作放棄地の増大であったり、そういう部分に関して、まずひとえに農業委員会の機

能を強化して、そこで農地の利用集積を法律上明確にするということが、今回うたわれたところでは、それに基づいて、農業委員会の活動を法的に担保する中では、例えば、活動であったり、成果の実績、これを明確にするということで、その報酬等についても見直されたところでありますので、それに基づいて法律の改正が行われたというふうに理解しております。

また、農業委員会の中に農地利用最適化推進委員を設けましたけれども、これは農業委員だけでは、それが農地の集積であったり、利用の促進であったり、そういうものが難しいということで、その最適化推進委員を設けられたということで、それに基づいて基山町も条例等の改正が必要になったということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

この農業委員会というのは、今までは過半数が公選、選挙による農業委員の選任になっておりましたけれども、今後は町長が議会の同意を得て任命というふうになり、私たち議会の責任も大変重くなります。この2条に、定員は11名、3条に農地利用最適化推進委員定数3名となっておりますけれども、この2つの委員の明確な違いがわからないんですね。いただいた資料の2ページを見ますと、ほぼ同じような仕事の内容で、違っているのが、現地とか現場とかいう言葉がたくさん出てきます。それともう一つは、地区が3地区に、基山町が、1つが園部地区、そして1つが宮浦地区、そしてもう一つが小倉・長野地区というふうに分けられたぐらいで、この明確な違いというのはどのように理解したらいいんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、委員と農地利用最適化推進委員の明確な違いといいますのは、毎月行われます農業委員会の定例会において、議決ができる者というのは委員でございます、農地利用最適化推進委員はその議決権を有していないということでございます。

それと、活動の内容につきましては、全国的に、一般的に示されているものと、基山町の場合はやや特異な部分がございますので、そこも理解していただければと思っているところでございまして、要するに、基山町の場合は、今回基礎とする耕地面積を308ヘクタールと

していますけれども、100ヘクタールに1名ずつとなった場合について、基山町では3名を設置するというようになってまいりますが、例えば、よその市町のように何千ヘクタールというふうに耕地面積があるところについては、農業委員よりも多く最適化推進委員が設置される場合がございます。そうした場合に各地域を指定して最適化推進委員を設置するのが可能でございます、その中での責任の所在を明確にするというのはできやすいところでございますが、基山町の場合は、その3名となりますと、逆に集落ごとの耕地面積が少ない中においては、複数の集落を担当せざるを得ないというふうになってまいります。

今回、条例等の制定に当たって、最適化推進委員の地域については、基山町全域というように形で設定ができないかということで、国と県と協議をしたところでございますが、法の趣旨からして設置する区域をきちっと明確に定めなさいという指示があったものですから、最終的に判断しましたのは、大字単位での指定が妥当ではないかというふうに考えたところでございます。

もう一つの要素としては、その3つにおおむね分けていきますと、平たんから山間まで均一に分けられるのではないかという判断がございました。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと幾つか聞きたいと思います。

まず1点目は、農業委員の定数が2名減ると。かわりといっちはなんですが、農地利用最適化推進委員、これを3名ふやすと。この関係ですね。例えば、今、農業委員については、うち4区の場合、2名いらっしゃるわけですよ。2人減れば、その辺がどうなるのかという心配もあります。だから、この最適化推進委員との関係で、これはどのように見たらいいのか、それがまず第1点。

第2点目が、この報酬、引き下がりますよね。現状よりか3万7,200円減ります。そのかわりといっちはなんですが、活動成果に応じた報酬を払うと。出せば結果的に現状より多くなるという格好になっているというふうに思いますが、間違いであれば訂正していただきたいんですが、その場合、活動成果に応じた報酬、これは誰がその農業委員なりを評価するのか。農業委員ごとに格差が出るんじゃないかと、そういうような心配もちょっとあるわけで

すが、その2点、まず説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、農業委員会の定数でございますけれども、今回、委員を2名減らしましたけれども、まず考え方の順番という辺なんですけど、まず、基山町の場合、最適化推進委員を設けなければならないということになりますけど、それについては農地の利用集積が90%以上の場合は設けなくてよいとなっておりますが、以下であると。それと、耕作放棄地の面積率が1%以下であれば設けなくていいわけなんですけれども、1%は超えているということで、農地利用最適化推進委員は設けなければならないということですね。まずそれがありますという点と、次に考えましたのが、その報酬の総額でございます。農業委員会の報酬につきましては全て単費で賄っておりまして、その報酬総額を超えない範囲で設定すべきではないかというふうに考えました。

もう一つは、他の市町等を考えますと、先ほど申し上げたとおり、最適化推進委員の数は非常に多く設置するところもございまして、農業委員の議決行為を中心とした農業委員の数は減らすというところも多いというふうになっております。もちろん減らさなくてもよかったわけなんですけれども、そういうところを総合的にそしゃくしまして、2名を減らして、最適化推進委員を加えて、結果としては農業委員会としての構成は1名増になるというようなところで考えたところがございます。

それと、報酬は、先ほどおっしゃったとおり、基礎的な報酬は1割ずつカットいたしましたけれども、これは結果として1名増になりますので、その部分の単費としての賄う分の原資に充てるという考え方で、基礎的な報酬をそれぞれ1割減らしております。ただし、活動成果に応じた報酬ということで、ここが上乘せになりますので、結果としては現行比では、成果実績払いを除いては、おおむね一般の委員であれば15%は増加するというような考え方に立っております。

最後に、活動実績払い、実績であったり、成果実績であったり、ここをどこで評価するのかということなんですけど、まず、誤解があってはけませんけれども、成果を役場のほうが判断するという考えには立っておりませんので、あくまでも活動と成果という2つに分けて考えていただきたいんですが、活動実績払いにつきましては、当初定める活動内容について、

今現在、積算根拠としていますのは、資料の3ページでございますけれども、ここの活動実績払いとして、対象とする指標・活動という中に規定する活動を月2回以上実施していただいて、年間24回以上これに従事していただければ、当初予算で計上してあります部分についてはお支払いしたいということで、ここは活動の日誌であったり、そういうものから判断できると思っています。

次に、成果実績払いでございますけれども、これは農地の利用集積の進捗状況であったり、遊休農地の発生防止・解消状況になっております。ここについては、年度当初、年の改善目標ということで、面積であったり、そういう率について改善目標を掲げるわけなんですけれども、それに対して何%改善をしたかということで、ここは自動的に判断されるところでございます。

それで、この部分については、4ページをごらんいただきたいんですが、先ほども申し上げた、ここの右側のところでございますけれども、農地集積率であったり、遊休農地率のところ、一番上段については、そもそも利用集積率が90%以上あれば自動的に7点が評価されます。遊休農地率であれば、ここを1%以下ということで、ここは農地利用最適化推進委員の設置の基準にもなっているところでございます。それ以下であれば、単年度の目標を掲げた上で、それに対する達成率ということになりますが、基山町の場合は、非常に高齢化等をしている状況で、下降線に向いている中で、現状維持自体も非常に厳しい状況ではありますけれども、例えば、50%ずつそこを達成したにしても評点については2点ずつぐらいしかございませんので、ここは非常に難しいところではあるというふうに今のところ考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最初、第1点目の質問の件ですけれども、農業委員会は14人で構成というふうな答弁でございましたけれども、まず、議決権はないわけですよ。最適化推進委員の方については除外されるというふうに聞いております。それで、そういう意味で、この農業委員会が本当に農業従事者の立場に立って、いろいろ頑張ってもらいたいということに加わらないということ、そういう形になるのか、ちょっと心配もしているわけです。せめてこの3人としたということについて、最適化推進委員、これは何で3名なんですか。ほかのところはたくさんふやし

ているところもあるということで、さっきもあったかもしれませんが、それについて説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、後段のなぜ3名にしたかということですが、これは国の基準として、耕地面積100ヘクタールにつき1名ということになっています。ちなみに、今、308ヘクタールでございますので、端数は切り上げということで、4名ということも可能でありました。しかしながら、今後、耕作放棄地の解消に当たりまして、非農地通知等の発出等も考えておりますので、そうした場合に全体の耕地面積が300を割り込むこと自体も想定はしなければいけないという部分と、そういうこともございましたので、安定的な制度の運用からすれば3名が妥当というふうに考えたところです。

それと、議決行為には加わりませんが、今回、農業委員会の責務といたしまして、法律の中で農業委員会の役割ということで、農地等の利用の最適化の推進という部分が法律上明記されたところでございます。それで、その中で、最適化推進委員が、日ごろの活動としては農業委員会活動としてきちんと取り組んでいただくという意味では変わりはないと思いますし、定例会には出席いただきまして、そこで最適化に対して意見を述べることはできるとなっていますので、農業者の立場に立って意見を申し述べるということは可能であると考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後ですが、1つ確認しておきたいのは、その報酬に活動成果による報酬を加えるわけですが、農業委員とか最適化推進委員に報酬については差は出ませんよと、委員ごとの、これを1つ確認したいということです。

そしてもう一つは、これは町長にお聞きをしたいわけですが、任命行為とのかかわりもあるわけですが、いわゆる公選制から町長の任命制と、もちろん議会が承認をしなくてはというふうになっているわけで、そういう意味では、町長の農業にかける思いとか、いろんな政策とか、これが非常に大事になってくるというふうに思っています。

そういう意味で、町長の基山町の農業の発展、それから農地を守るとか、そういうことに対する基本的な見解をお聞きしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、報酬に全く差が出ないかということであれば、差が出る可能性はあると思います。それについては、例えば、活動実績払いについて、活動日誌であったり、そういうもので確定をしていくわけなんですけれども、けがや病気である一定の期間お休みになられるとすれば、その期間の支払いについては当然支払いができないということになるのではないかと考えておりますけれども、今回、月2回以上、年間24回という考え方にしておりますのは、そういうものも少し平準化できる考え方として、例えば、3カ月で6回とか、半年で12回とか、そういう部分で何かしらできるだけ運用の中でできないかというふうに考えておりますけれども、御質問の中で全く差が出ないかと言われると、その差が出る可能性はあるということになるのではないかと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

松石議員の質問にお答えさせていただきます。

基山町にとって農業は、極めて大事な産業だというふうに認識しており、そういう意味でも農業の活性化協議会をつくってみたい、それから、今回また新しい支援メニューを考えてみたい、そして農業経営の企業の誘致とか、そういう外と中との連携、そして新規就農者の育成、それから、今のもちろん担い手の方々をサポート、そういったことを総合的にこれからもやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

先ほどのやりとりの中で、非常に曖昧に感じた部分がありましたので、確認をさせていただきます。

今回の条例改正によって、農業委員会の定数——農業委員の定数ではない、農業委員会の

定数は14人になるということですか。つまり、農業委員と農地利用最適化推進委員を含めた数が農業委員会の定数になるのかどうか、これをちょっと確認させてください。

それともう一点、これは総務企画課長にお尋ねしたほうがいいのかもしれませんが、この件に関してパブリックコメントをとられたのかどうか、とられていないのであればとる必要はなかったのかどうか、この2点をお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、農業委員会については、委員と最適化推進委員をもって構成しますので、単純に14人というよりも、11人足す3人の14人という考え方ではないかと思えます。でないと、その中の委員と最適化推進委員をそれぞれ定数として持って、合わせて14人ということだと思いますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回のこの条例の上程に当たって、パブリックコメントはとっておりません。1つの考え方としては、法的に定数等も決まっておりますので、あえてここでそのパブリックコメントをとる必要はないのではないかという判断のもとにそういったことでさせていただいておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

議案第43号に何度となく目を通して見るんですけども、従前の農業委員会制度で、農業委員の選出の中に公選制があったと。これはそれを廃止すると。じゃ、言うように、議会推薦、または農業者の組織する団体ですから農協ですけども、の推薦、これがなくなったというわけではないんですね。捉え方によっては、団体からの推薦及び公募は今でも、現実として今回の新しい改革でもあります。しかし、それをあえて議会推薦なり、例えば農協推薦という形はとらないにしても、これは法律にもうたわれていますけれども、推薦ないし公募のトライはしなければならないんですね。そうして、いかに公平に公正にこの農業委員を決

めるのかというのは法律でうたわれています。

まず、この農業委員はどのような選出方法をするのかというのがまだ明確になっていないんですね。これは今から先、この条例が決まった後にこれについては明らかにしたいという考えかもしれませんが、まず、この辺をどのように考えてあるのかというのが1点です。

それともう一つは、これは資料にも書いてありますけれども、資料の1ページ、委員の構成、利害関係を有しない者を含む、年齢とか性別等に著しい偏りが生じないように配慮するとか、まず、早い話が中立性なんですね。いかに中立性を担保した人をまたこの農業委員の中に入れるのかという部分なんですね。これについて、どのようにこれを担保していくというふうなお考えを持ってあるのかというのが1点。

それともう一つは、現在の農業委員の活動、例えば、いろんな活動されていますね。本来農業委員の活動以外に、例えば、小学校での田植えとか稲刈りとか、そういうのも含めて農業委員の活動としてされているんだらうと私は思いますね。そうすると、今度新しい農業委員会は、先ほどありましたように、いろんな活動実績払いとか、成果実績払いとかありますけれども、こういうふうな自主的な活動をどのような判断をしていくのかという部分が今の段階でわかれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、団体推薦の考え方につきましては、議員おっしゃるとおり、団体からの推薦を全て排除しているわけではございません。その中に議員推薦を除くとか、そういう表現があるわけでもございませんけれども、まず、今回、国のほうからいただいております文書で改善を指導されている文書の中に、まず、議会推薦については、本来、今回の制度の中では町長が議会の同意を得て任命する制度になっておりますので、そもそも議会からの推薦を受けた場合、そことそごが生まれるのではないかということで、この議会推薦の枠というのは、現になくしていく方向で指導されているところでございます。

基山町の農業委員——現行については、議会推薦枠と農協、それと農業共済組合というふうになっておりますけれども、今回、条例改正に当たりまして設けました検討委員会の中で検討させていただきまして、農協からの推薦のみを残して農業共済組合からの推薦枠につい

でも今回なくしていくことで考えているところがございます。

次に、中立性の担保でございますが、ここは逆に利害関係を有しない者を今回入れられたということについて、例えば、農地を農地として利用するばかりではなくて、産業用地としての部分もあるのではないかという指摘はあっているところがございます。そういう観点から、ここが入ってきたという経緯もあると。そういう中で、今まで果たしてきた農業委員会の役割が、農業サイドに立って農地の保全というところのみではないのではないかという、そういう考え方ではないかと思っているところです。

それと、委員の年齢、性別に著しい偏りがあって、ここは男女共同参画であったり、若者の登用、特に農業部分であれば青年層あたり、そこら辺の意見をきちんとくみ上げていくところを農業委員会の中にも制度上は入れていく必要があるという考え方だと思っております。そこが基山町の中で、実際として達成できるかということが非常に困難なところではあります。

それと、現行の農業委員会の活動について、捉え方の問題ではありますけれども、先ほど申された田植えとか稲刈り、こういう部分について全く農業委員会の活動の外かといえば、例えば、小学校の生徒さんたちに農業の大切さ等を説いていくとか、そういうのを活動を通じながら教えていくというのは、広義でいえば、農業委員会であったり、農業者の先達の役割であるというふうに思っております。そこをどのように制度の中に落とし込むかということが重要なことではありますけれども、そもそも活動実績払いでいうところの活動自体には、そこは含まれてまいりませんので、そこは制度上のところはそういう認められる活動と認められない活動の中では、認められない活動にはなってきますけれども、日ごろの農業委員会の活動の中には、やはりできる範囲でそこら辺は取り組んでいただければというふうに思っているところです。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

先ほど少し言いましたけれども、推薦枠だけじゃないんだと、募集もできるんですね。例えば、基山のホームページで農業委員を募集しますと、こういう項目といいましょうか、書いてから募集します。これにまず応募する人がいれば、まずその人を優先——優先といいましょうか、審査の対象にしなければならないというのがありまして、これについては後の議

案第44号にも少し関係することになりますけれども、いかに広範に、公平に、中立的にしていくのかというのがありますから、この辺は少し前広に議論も含めながらしていかなければならないのかなというふうにも思っています。

それと、私が一番心配するのは、先ほど少し出しましたけれども、委員を中立にどのようにしていくのかという中では、今求められているのが、例えば、消費者団体とか、教育委員関係、教育関係者とかの募集、こんな入ってもらおうというのが今大事になってきているというのが、私もほかの農業関係の雑誌を見ていて出ていました。なぜ消費者が農業委員に入るのが大事なのかといえ、今、農業に求められているいろんな農産物を含めて、消費者的な目線がなかなか入っていないという部分をどのようにしていくのかというところが求められているというのもありましたし、教育関係者については、学校給食等がいかに地元地産地消を含めてするのかというのと、先ほど少しありましたけれども、この農業をいかに小中学生から含めて理解してもらおうのか、第1次産業、そして第六次産業含めてという形になるかと思えますけれども、この辺で、もう少し11名の農業委員の中ではっきりしているのが、認定農業者を過半数というのがありますけれども、これについては基山の場合、少し無理な面があるという形で、後でほかの議案で出てきますけれども、もう少し11名をどのように考えているのかというのがわかれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

この11名ですけれども、まず、最適化推進委員は、先ほども申し上げているとおり、法律であったり、そういう中で地区を指定しなければならないとなっていますが、委員については、逆に公募になりますけれども、地区を明確に指定することはできません。そういう中で、今回、今後の運用について検討を重ねたところなんですけれども、単純に公募だけで今から先成り立っていくのかと、今までの制度であっても、特に団体推薦等々にあっても地域の調整等については現実としてあっているのではないかというような御意見もございしますので、そこはそのとおりだと思います。

今後、これをどのように運用していくかということにありましては、今回、若干工夫をしたということになるのかもしれないですけれども、御承認いただいた後に、直ちに推薦委員会を組織したいと考えておりまして、ここの組織した推薦委員の中で公募のスケジュール

であったり、方向性であったり、そういうものを確認していきたいと思っています。

先ほどからありますように、定数については11人足す3人の中で、いずれにしても、日常活動については、委員も、最適化推進委員も同じような仕事をやっていただきますので、日常活動の中で農家からのそういうあっせん等の依頼であったり相談であったり、そういうものがこなせる体制をいかに組むかというところがまず考えなければいけないと思っています。それに女性と利害関係を有しない者、ここをどのように入れていくか。これも地域の偏りが無いという範囲でどう考えていくかという部分について、やはり先ほども言いました選考委員会の中で、誰を選考するか、そういうことではなくて、全体の考え方をある程度方向性を定めた中で公募のしるべき行為に入っていく必要があるということと考えているところでございます。

それと、消費者団体とか教育委員会の云々という部分について、総論ではおっしゃるとおりだと思っているところなんです。例えば、最適化推進委員については、基山町の場合3名でございますので、農業委員もある程度、最適化推進委員の仕事、業をやっていただく必要があります。その中では、わかりやすい表現では、例えば、山の中の耕作放棄地の確認であったり、そういう部分について入っていただく必要がございますので、そういう場合、この女性というところであったり、農業関係者以外農地を所有していない方がほかの委員と同じような形で活動ができるかどうかということもその選考に当たる段階では重要な要素にもなりますし、そういうことがあるんですよという形で公募の中に書き込んだ場合に、じゃ、その公募なり推薦にのっていただける方がいらっしゃるのかどうかというところも、実際は考えているところでございますし、今後課題として出てくると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

所管ではないので、1点だけ確認をさせていただきます。

この条例のところに、2ページのところで、「（上記の金額に活動実績等により予算の範囲内で町長が定める額を加算する。）」というふうに変更になっております。資料の中で、この積算根拠が出ております。この積算根拠のところに、国の標準単価、今回は月額6,000円となっておりますが、これに関しては国の見直し等もあるのかなと思いますが、根拠ですから、絶対こうしなきゃいけないということはないと思うんですけど、これは何年ごとに変

わるというふうなことも含めて、この予算額に応じてという幅の広い条例の文言にされたのか、このあたりはどうなのでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、こちら議案の2ページの中で「予算の範囲内で町長が定める額を加算」という表現につきましては、実際、今のところ考えているのは、この最適化推進交付金については全て国費になりますので、わかりやすく言うと、10分の10の補助金を交付申請して得られる部分というふうになってまいります。そういう観点で、活動実績払いについては、当初予算で計上していくという形で、この示した活動をきちんとやっていただければお払いしますというような形になりますので、ここの分は見込める部分ではあるかとは思いますが、成果の部分について、頑張った結果であっても国が示す成果に至らない場合がございますので、幾らになるかというのが明確ではないと。そういう中では、成果実績払いは今のところ考えておりますのは、12月補正段階で当年度の利用集積であったり耕作放棄地の解消率等から得られる成果の額を計上して、3月までにお支払いするということになりますので、そういう意味では、毎年度その額が確定しないので、このような表現になっているということです。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

今回、農業委員が改定されます。それで、最適化推進委員3名つくられると。園部、宮浦、小倉・長野を選ぶんだということで、基山町の農地集積とか、遊休農地とか、目標を決めて、それから達成して、今回の大きなテーマがございますね、成果実績で払うんだという、この点で3人ふやして、えらい園部が実際進んだけど、ほかの2つが進んでいないとか、基山町としてはそのパーセントが低かったと。でも、園部はえらい率を上げたんだという、そういう場合、どう評価するのか。自分のところはしたけど、ほかの集落はやっていないと。そういう評価点はどう捉えるのか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、いずれにしても今からの運用をどのようにやっていくかという部分で定めていなきやいけないことが非常に多くあります。それと、農業委員と最適化推進委員の活動の仕分けであったり、今、議員がおっしゃるようなところをどのようにやっていくかというところは非常に課題ではあると思っているんですけども、ただ、私が今考えているのは、いずれにしても農業委員会としてのチームプレーであって、皆さんでやった成果の中は均等に分けるという考え方が一番適しているのではないかというふうに考えています。特に利害関係を有しない者であったり、女性であったり、そういうところを単に活動であったり、その方の成果であったりという部分だけを評価してしまいますと、長期にわたってのこの農業委員会の制度の運用からしても非常に問題が出てくるのではないかと思いますので、いずれにしても、なかなか活動がしづらい方については、農業委員会全体で補完をするような形で、もちろんそこは役場の産業振興課、農業委員会の事務局のほうのサポートだったり支援だったりも含めてなんですけれども、そのような形で運用はしていきたいと思いますが、いずれにしても、細かいところを今の段階で詰め切っているわけではございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第43号に対する質疑を終結します。

日程第2 議案第44号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2．議案第44号 基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

3点ほどお聞きします。

資料の8、9ページの規則とも関連するわけです。まず1点目が、候補者が定数11名を超えた場合、これはどのようにされるのかです。

2点目が、この選考に当たっての透明性の確保、これはどのようにされるのか。

3点目に、これ町長なんですけど、答申を受けての委員任命をしていくと、もちろん議会の

承認が要りますが、その答申については尊重するという立場なのか、いや、私は私の考えがありますからという形なのか。この3点について答弁をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、委員につきましては、公募によりますけれども、推薦または自分で出られる場合もございますので、11名を超える場合というのは想定はされます。その場合については、まずは選考委員会にお諮りをいたしまして、その中で決めていただくということになるのではないかと考えております。

それと、透明性の確保につきましては、ここは推薦公募の状況等につきまして公表することになっているかと思っておりますので、その中でやっていくことではございますが、その審議の内容をどこまでオープンにするのか等につきましては、今現在、明確に定めているわけではございませんので、法が求めるところの要求について、満たすような形できちんと考えていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

答申につきましては、最大限に尊重させていただきたいと思っております。ただし、役場しか知り得ない情報等の中で、適切じゃないような話がもし出てくるような場合等があれば、必ずしもそれではないということもないことはないということだけは御理解いただければと思います。基本、答申を尊重したいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、いわゆる11人を超えた場合、選考委員会で諮って絞りますよというふうな感じに受けたんですけれども、そうすると、特に透明性の問題が大きくなると思うんですね。俺は応募したとに何で俺を外したつかというふうな形なんかも当然出てきますよね。だから、そういう意味では、この委員会の公開というか、これは非常に私は大事だろうというふうに思うわけです。その辺については、今検討中というふうな言い方、答弁だったと思うんです

が、どうお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

その委員を絞っていくわけでございますので、全て公開がなじむのかどうかというのは、今現在、仮定の話ではなかなかできないところでございますが、オープンにしていいところについてはしていくということになると思いますので、昨年から先行して農業委員会の改正をやっている市町が、全国では165ほどございますので、その事例等を踏まえながら検討していきたいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。末次議員。

○3番（末次 明君）

町長にお聞きいたします。

選考委員会の人選についてでございますけれども、農業委員の候補については、それなりに農業に精通したり、あるいは興味がある方とか、関心がある方が出てこられると思いますけれども、選考委員の方がいかに基山町の農業の現状を把握してあるかということが非常に重要になってくるかと思えます。3条のほうに「選考委員会は、委員6人以内」ということで書いてあるんですが、何名は必要というふうには認識されておるのか。

それと、その3条の2「委員は、次に掲げる者」というふうになっている中で、(5)で「その他町長が必要と認める者」というのがありますが、具体的に松田町長はどのような方を理想的な人選だと思って想定されていますか。その2点をお聞きいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

人数、現段階で何人と決まっているわけではございませんけど、6人以内ということでございますので、なるだけそれに近い形にしたいというふうには思っております。

それから、その他というのは、まさに先ほど議論の中にも出てありましたけど、消費者目線とかいうのは重要だというふうには認識しております。それと、今、末次議員おっしゃったように、基山の農業について、ただ、全部知っている方ってそんなにおられないと思いま

すので、なっていた後にそれなりのレクチャーをきちんとさせていただくということも重要かというふうに考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それで、1つ、松田町長、あるいは土田産業振興課長とか、もう一回現状をよく、現場に出向いて、やっぱり現状を見てもらうことも大切かと思うので、その辺はどうでしょうか。現場にもう一回近いうちにまた行っていただくとか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ぜひ参りたいと思いますので、しかも今3つの地区に大体分けて議論がされていますので、それぞれごとにお邪魔したいと思いますし、それ以外の地域についても特別なことをやられているところとか、時間が許す限り参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

必ずしも私は選考委員会を設置しなくてもいいと思うんですね。やる方法はいろいろありますね。なぜかという、これあくまでも基山町が農業委員会の委員を選考していくというのが基本なんですね。これに書いてあります地方自治法の138条の4の3項というのは、ただ単に委員会とか審議会とかを置くことができるという中身で、必ずしも今回のこの農業委員の選考で置かなければならないという根拠では別にはないですね。そうすると、そこをまず、基山町がどのような農業委員会の委員を選任する方法を考えてあるのかというのが、先ほど少し言いましたけれども、わからないんですね。これを立ち上げれば、ここに丸投げされるんじゃないのかなと私は心配しています。先ほどから少し出ていますけれども、私はあくまでも基山町が農業委員を選任していくというのが基本だろうと思いますけれども、ここをどのように考えてあるのかというのと、これは、例えば、農業委員会の委員を専決処分することはできないというふうになっているんですね。なぜ専決処分することができないかとい

うと、現にある農業委員会の仕事がある中で、必ずしも専決処分までして新しい農業委員会をつくらなくても事業の継続性は担保できるんだというふうな中身に多分なっているんだろうと思いますね。私もちょっと調べていたら。そうすると、今のある農業委員会が新しい農業委員会の委員を選考するときに、私は何らかのかかわりを持って進めていくべきではないのかというふうに思いますけれども、現農業委員会がどのようにこの選考委員会の中で、入るのか入らないのかわかりませんが、提言なりをしていくのか、つくらなくていいという考え方とあわせて、わかればお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

議員おっしゃるとおりで、当初つくらないで進める方法はないかということも確かに検討いたしました。その際に、公平、中立性とか、透明性とかをどのように担保していくのかという部分で、やはり役場が単独で、例えば、言葉は悪いですけど、一本釣りの形で選んでいくのが妥当なのか、そうは言いつつも、他方で地域に偏りがないような形でとなってきた場合については、やはりその地区の区長を初め、農業に精通した方の協力を得る必要はございますので、そういう手続行為が一般的に個別に対応していけるのかどうか、そのような事務的な労力等も含めて総合的に考えたところでございます。最終的に選考委員会を設置するという考え方に立ちました。ここについて、先ほど非常にちょっとその答弁がしにくい部分ではございますけれども、選考委員会については、今現在、私ども考えておるのは、単に公募があった者について、その審査なりをして選考するというだけではなくて、先ほども申し上げましたとおり、御承認いただければ、12月の段階で直ちに依頼をかけて、1月の段階では第1回の選考委員会を開催したいというふうに考えています。

ここで行いますのは、公募等のスケジュールについて確認いただくというのが主眼になりますけれども、もう一つは、地域であったり女性であったり、利害関係を有しない者をどのように考えていくのかというようなところで、例えば、この選考委員会の中で委員について自治会と地域の代表者を経験したことがある者、具体的に言いますと、区長あたりが上がってくるだろうとは思っております。それで、具体的に、実は11月の区長会の中で御説明させていただいたところなんですけれども、1つに農業集落を有するところの区長のところと、もう一つは農業集落を有しないところの区長というような形でできないでしょうかというよ

うな形も御相談申し上げますし、一番後段に御質問があった農業委員会、現行の農業委員会については(2)のところ担保していくべきことではないかというふうに考えておりますので、現行の農業委員会の考え方等についても反映していくような形で今のところ考えているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第44号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第45号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 議案第45号 基山町課設置条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○8番（河野保久君）

今回の課設置条例、この条例だけを読むと、住民生活課を住民課にして、生活課の部分をまちづくり課に持って行って、まちづくり課をまちづくり課と定住促進課に分けるということだけのように見えますけれども、事務分掌を見ますと、実は裏でいろいろ隠されたところというか、例えば、六次産業化推進室をブランド化推進室に分けたりとか、いろいろやられているところがあります。今回の機構改革で一番町としてこれを進めていきたいからということやったということはどういうことなんでしょうか。その辺をまず、基本的な考え方をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回、機構改革を実施させていただくに当たって、まず念頭において考えさせていただきましたことは、前回の機構改革を平成27年4月に行っております。そこからまだ2年ほどしかたっておりませんので、大幅な改革を行おうということは前提にしておりませんでした。また、本年2月から松田新町政が始まっております。そういったことから、今回の機構改革については、特に町長が考えていらっしゃる重要施策、特に定住促進であったり、産業の

推進であったり、そういったところをまずは基本的に推進をしていくというところを基本的な考え方にして、まず課の編成を考えさせていただきました。そして、この2年間でも懸案になっておりました部分もありましたので、例えば、図書館の建設が完了いたしましたので、町長部局のほうに図書館についても動かすとか、そういった小さな部分はありますけれども、——図書館は大変大きなことでございますけれども、ほかの部分の係の分割であったり統合であったり、そういったところについてはこの2年間の状況を見ながら機構改革を考えさせていただいたところがございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

その中で、住民生活課の生活課の部分をまちづくり課のほうに持って行って、その事務分掌をまちづくり課のほうに移したというところなんですけれども、それは僕自身が非常に気になっているのは、環境基本条例のところの制定に向けての一つのステップかなというふうには僕は考えているんですけれども、そういうような考えでよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

そのように考えていただいて結構でございます。もともと環境は農業と一緒に農林環境課というのが2年前でしたですね。より住民に近いので、住民課と一緒にして、住民生活課ということにしたんですけれども、やはり環境問題というのはまちづくりの根本でございますので、今回、定住促進課が独立することによってまちづくりの業務も少しは減りますので、そこに新図書館と環境を入れて、さらに基山のまちづくりを進めていこうという、そういう趣旨でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

最後にちょっと細かいことになるかもしれませんが、六次産業化推進室をブランド化推進室という名称に変えて、六次産業化推進係を新事業支援係に変えていますよね。この辺の意図というか、目的というか、何かあったのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回名称を変更させていただきましたのは、2年前に基山町でも六次化を推進していこうという決意のもとに、新たに推進室を設けさせていただいたところでございます。その決意については決して変わることはございませんけれども、現在の総合計画の中でも基山町のブランド化を目指していこうと、その中でも特に産業系でブランド化を目指す中で、単に六次化だけでは基山の場合、なかなか農業も実践していけない部分もありますので、そういった部分を総合的に判断させていただいて、六次化も進めながら新たなブランド化、そして新たな産業も支援していくということから、今回このような変更させていただいておるものがございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

全協が11月7日にありましたときに、今回の機構改革の詳細をいただいていますけど、先ほど熊本総務企画課長がおっしゃいましたけど、教育学習課の図書館がまちづくり課に移行するわけですね。私もそれは意外だったんですけど、この第5次の総合計画の35ページのところで、学校教育という場所に、学校図書室と図書館との連携を強化しというふうな文言が出ているんですね。もちろんまちづくり課に変わっても、それは基本的なものは変わらないとは思いますが、生涯学習という意味合いもあって、図書館がまちづくり課に変わるのかなとは思いましたが、どういう意図で今回まちづくり課に図書館が移行したのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回、図書館を町長部局のまちづくり課のほうに変更させていただきましたのは、前回の機構改革の折に、図書館そのものが社会教育法上の施設に当たりますので、そういった関係では平成27年の時点で移すべきではないかという御議論もいただいたところでございます。そういった中で、その当時はまだ建設中でしたので、建設が完了した後には町長部

局のほうに移して、そういった社会教育の一環として実践をしていきたいということを前町長も申し上げておりましたので、そういった部分も含めて、今回町長部局のほうに変更させていただいたものでございます。

それと、前段のお話でございますけれども、基山の各小学校、中学校との連携はその部局が変わりましても当然実践をしていくべきものと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

図書館は、全ての交流の新しい拠点になるんじゃないかというふうに考えております。それは創業もそうでございますし、それ以外の男女共同参画も、全てのものの交流拠点にこれからぜひしていきたいというふうに思っていますので、そういった意味で、今回まちづくり課のほうにという、そういう意味もございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

所管ですので、教育長にお尋ねをいたします。

今回、図書館が町長部局に移ることによって、いよいよ社会教育関連施設、そしてもっと広く言えば、家庭教育も教育委員会の中にあるのかないのかわからないような状況で、学校教育に専任できるような形になると思います。もし教育長部局の中で社会教育関連、そして家庭教育関連の所掌事務が残っているとすればどういったものがあるのか、まず教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

明確にお答えすることはできませんが、PTAとか、そういう関係は直接学校と関係しておりますので、そういうものは一番最初に頭に浮かぶところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

なかなか所掌事務としては非常に判断が難しいんだと思います。それで、教育学習課にいわゆる文化財は当然残りますけれども、専任する中で、今の教育学習課の体制、私を感じる限り、やはり学校教育に関する相談業務とか、さまざまなことが今非常に多様化していて、私がちょっと感じるのは、指導主事が今お一人ですけれども、いわゆる現場を経験した方がもう一人ぐらい補佐として必要な状況になってきているのではないかと、いわゆる一般総合事務の職員ではなく、やはりそういうある程度プロフェッショナルな人員が必要になってきているのではないかというふうに非常に感じるわけですが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

御指摘のことは、私も感じるところではございますが、他の市町でもそういうところで人を配置しているということもありますが、できるところで、今何とかやっつけている状態ではあります。より深くやるためにはそういうことも考えられるところではあるというふうに認識はしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今の教育長の答弁を受けて、町長、実際、多分町長もお感じだと思います。今非常にいろんな問題が集中しているわけですね。そういった中で、そういうやはり現場の精通した人をあの中に入れることによって学校教育自体がもっともっと伸びる可能性があると思っておりますけれども、そういうのは恐らく人事権、予算調製権をお持ちの町長しかお答えできないと思いますので、ぜひお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

現在、それとは直接は違いますが、例えば、各学校を回っていただくようなソーシャルワーカーなんかも町単独で設置したりして、そこを強力に推進していこうと思っています。今の御指摘の件は、今1人ですね。それを2人にふやすという話を今まで全く検討したこ

とがないので、私自身でこれから検討してみたいと思います。そして、当然うちが単独でできる話ではございませんので、県の教育委員会なりにまたその辺のところの話をぜひ聞いていきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

町長にお尋ねをいたします。

町長の意思を町民に向けてはっきりと表明いただきたいのが、今回の私の質問ですけれども、定住促進課という非常にわかりやすい基山の方向性を出している部分、それからブランド化推進室、そういうふうに課の名前、係の名前として町長の姿勢が、また町に対する思いが、また町民に対する期待度というものが非常にあらわれた機構改革ではないかと思っていますので、今回の機構改革の目的、町長が一番夢として考えられているものを少し詳しく説明、お話をいただければと思いますけど。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、私の説明がもし足りないということだと、一番いいのは、私自身、一番目を通してきちんと見直しているのが、この資料編の12ページ、13ページで網羅的に全部書かせていただいております。ここはほとんど漏れがないように書いているつもりでございます。これの、例えば、細かいところですけど、きょうの議論には全く出てこなかったんですけど、13ページの一番最後の都市計画係、まさにこれからの都市計画が大事なので、ここをつくってみたり、それから12ページの下から5行目のところに障がい福祉係と高齢福祉係を分けると。これはまさに障がいというのが大事だということでやっている。こういう細かいことは置いて、私の思いといたしましては、定住とまちづくりでございます。そのためには、まずは定住を専門の部局として1つ独立させて、まちづくりはまちづくりで他のものを集中的にまちづくりの中に持ってきて、新たなまちづくりをやっていきたいというふうに思っております。

理想はこの定住とまちづくりが20年後ぐらい、どなたかがまた1つの課にまとめるようなことができるようなことになれば、基山の未来はすごく明るいんじゃないかなというふうに

考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

まさにおっしゃるように、私も都市計画審議会等もあったんですけども、従前は全く開催をされておりました。議会のほうから強く要請をいたしまして、ようやく何回も開いていただいて、町が動き出したなというのが町民に向けて非常にアピールができていないかと思っております。

私も町長がいつもおっしゃっている高齢者福祉に対して非常に熱い思いを持っていらっしゃると思いますので、そういうものも端的に新たな係ができていますので、非常にもろ手を挙げて賛成している部分ではあるんですけども、図書館が町長部局に行きました。議会のほうから図書館の人員についてももう少し配慮いただいて、これだけ町長が熱い思いを持っていらっしゃるし、また、活動的にもまたいろいろかかわってくるボランティアの方もふえてきている状況で、現在の職員数で本当にこれから賄えるのかという部分があります。

それから、先ほど大久保議員がおっしゃいましたけれども、学校図書との関係も同一の課ではないので、やはりそのところも連携がなかなかとりづらくなる部分もあると思うので、今回の機構改革に伴って図書館についてももう少し人員の強化をできないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

人員というのは、逆に言えば、全体の人員がございまして、それからそれを各課にどう振るかということで、今回、当然ながら定住が課になりますので、今の体制よりもふやさなきゃいけないかなと思ったりしております。そうすると、減らさなきゃいけないところの万繰りが出てきますので、まさに今その人員の配置と、全体を全部ふやしていけることができればいいんですけど、頭打ちはちゃんと、キャップはちゃんとつけていますので、そうなってくると、そこを今一番悩ましているところでございます。そのときに一番大事なのは、やっぱり職員の考え方ということで、今、出向者も含めて全職員に考え方の調書みたいなも

のをとらせていただいて、それを全部回収して、私が今、あいた時間にはそれを一人一人見ていておりますので、その辺も含めて、なるべく早く一番いい形に、そしてもしみんなが満足することに、先ほど言ったように全体のキャップが決まっているのであれば、任期つきの新たな採用とか、専門職の新たな採用みたいな、そういったフレキシブルな考え方もまた入れていきながら、少しでも町民の皆さん、そして職員が幸せに仕事ができるように考えていきたいと思っておりますので、人員の配置につきましては、もうしばらくお時間をおかしただければというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

そこで、昔から提案をしているんですけれども、指定管理者制度を町民会館とか体育館とか、それから葬祭公園とか、いろんなところをされていますけれども、窓口業務が、相当の業務内容がコンビニを使ってされているということで進めていっちゃると、今回も条例が出てきていますけれども、受け付け業務を民営化してはどうでしょうかということも結構、ほかの自治体とか、企業においても、その専門の業者を入れて人員的なものに余裕を持ってほかの部署に動かすとかいうことも考えていっちゃうので、ぜひその辺のところを検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

指定管理者の拡大とか民営化についての検討は、そういう意味では例外なくいろいろな分野で検討させていただいているところではございます。ただ、今の人員でその分を指定管理すれば予算的にはその分がまたふえるということになりますし、そのあたりのバランスを考えなければいけないというのが1点。もう一点は、意外に、先ほど言いました調書を見ますと、窓口業務に対しての職員の希望は極めて多うございます。だから、そのあたりの整理もこれから考えていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

済みません。基本的なところだけ伺います。

現行が12課3室、係が36ですね。これがどのように変わるのか。今度新しい課ができますから、当然、議会事務局、出納室まで入れて13課にはなりますけれども、係がどのようになるのか、ちょっと説明をください。

それともう一つは、小森前町長が機構改革するときには、13課あったのを10課に減らしたんですね。そしてまた、11課、12課とふえてきたんですねけれども、減らしたときの一番の理由が、役場内共同だったんですね。役場内で共同していくんだという形でされました。今回課をふやす、係をふやすとなれば、縦割り行政がやっぱり確立するんじゃないのかなと。そうすると、役場内、先ほど町長も言いましたように、限られた職員数で回すときに分ければ分けるほど共同ができなくなりほしくないのかなというふうな心配もしますけれども、この辺、基本的なところですけども、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、数は今一生懸命カウントしていますので、しばらく時間をいただいて、まさに、ただ共同でやらなきゃいけないプロジェクトというのは限られると私は今思っています。特に難易度高いやつなので、それは私なり、副町長、そして総務企画課長をトップにした横断的チームで今3つのプロジェクトを動かしているところでございます。だから、そういうのはこれからもどしどしやっていきたいというふうに思っております。もっと言うと、これから職員の人員構成の問題が出てくるので、またいつかの議会でその辺の相談、要するに1回課長に、例えば40、50歳前で課長に誰かがなると、その人が退職するまで課長をずっと続けますので、それよりもちょっと若い人は十何年間課長になれないみたいな、今のパターンでいくとそうなる仕組みが、今明らかに想像できる展開になっておりますので、それをこれからどう打開していくかみたいなものも含めて、またいろいろな提案と御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回の機構改革によりまして、11課2室35係になります。

○議長（鳥飼勝美君）

もう一回、済みません。（「出納室から全て入れて」と呼ぶ者あり）全部入れてよ。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

13課2室38係ですね。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第45号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第46号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．議案第46号 基山町職員定数条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第46号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第47号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5．議案第47号 基山町立図書館協議会設置条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回、図書館協議会設置条例の一部改正という形でやっていますけれども、私もここに設置条例がどのような中身か知らなかったもので、ちょっとコピーとったんですけども、1つは、第3条で（組織）の部分で、「協議会は、委員7人以内で組織する。」というのがありますけれども、もう一つは、教育委員会が委嘱するという部分がありますね。それともう一つは、第10条に「協議会の庶務は、教育学習課において処理する。」というのがあります。今回は教育学習課をまちづくり課に改めるというのがありますけれども、その後の第11条（委任）「協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」というわけです。

ね。教育委員会から教育学習課には改め変えますけれども、事務的なことは全て今までどおり教育委員会が行うというふうな捉え方でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

庶務のほうは、図書館のほうで実施をいたしますので、図書館のほうでやりますけれども、その内容については教育委員会のほうにも御報告いただくという形にはなるかと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

報告じゃなくて、これは全てただ単に第10条で庶務は教育学習課においてするというのをまちづくり課においてするという部分だけで、それ以外については全てこれ教育委員会が行うというふうに今なっていますからね、本当にこれでいいんでしょうかと。私はまちづくり課に今度改めるんだったら、やっぱりこういうところも含めてこれはまちづくり課のほうに編入すべきじゃないのかなというふうに思いますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この図書館につきましては、社会教育法上でいう施設となっております、今回図書館の部分については町長部局のほうでは補助執行という形で実施をしていきたいというふうに考えています。そういった中で、ここでいう庶務規定といいますのは、全体的な包括的な部分になりますので、そこの権限はあくまでも教育委員会のほうに残しておいて、実質事務的な部分を行うのがまちづくり課という考え方のもとに今回このような改正をさせていただいておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第47号に対する質疑を終結します。

ここで11時5分まで休憩いたします。

～午前10時50分 休憩～

～午前11時5分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第6 議案第48号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6．議案第48号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

所管ですので、1点だけお願いします。

多機能端末機——済みません、間違えました。所管ではないので。

このところにあります「第22条に規定する利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。」というふうに書いてありますが、提案理由としては、コンビニエンスで気軽に交付サービスを開始するというふうにとめていたんですけど、このように限るとうたってあるということは、そうでない場合もあるということでしょうし、これは添付書類につけるものですから、そういうことでの提出書類にそういうものが記載されていてわかるのか、添付する側がわかるのか。そういうふうな見分け方みたいなのとか、その辺がちょっとよくわからないんですけど、教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

利用者証明用電子証明書というのは、4桁の暗証番号でございまして、コンビニで交付する場合に入力してもらった番号であります。これについては、有効期限が5回目の誕生日となっておりますので、ただ単にそのカードを持っていてもこの証明の有効期限が切れていた場合は発行できなくなりますので、こういった書き方をさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございせんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

1点だけ。現在の登録申請の数、わかれば教えてください。それと、基山町として、例えば、目標とする数値があるのかどうか、この点だけお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

基山町での今申請者数は、10月末現在で1,537名となっています。これが人口比率にする
と8.7%ということで、佐賀県ではトップでございます。2番目が佐賀市で8.1%、一番最低
は言いませんけど、4.3%ということで、最低のところのほぼ2倍ということです。

将来についての目標の数字は持っていないということです。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。末次議員。

○3番（末次 明君）

この個人番号カードを利用してのコンビニストア等で交付を受ける場合、今回の印鑑証明
の場合、窓口に行きますと手数料が300円でありますけれども、今後のコンビニの窓口に行
くと、どういう料金体系になるのか。それともう一つは、基山町がコンビニエンスなり、あ
るいは中間の委託業者にどのような形で手数料なり支払うのか。1件当たり幾らで払うとか、
逆に基本料金が幾らで一定額までは決まっているとか、その辺をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

まず、交付手数料ですけれども、住民票の写し、印鑑証明書、戸籍の附票については、300
円、窓口交付の場合と同じであります。戸籍の謄抄本についても450円ということで、同じ
金額に設定をします。その理由については、個人番号カードを持たれていても高齢とか端末
操作ができないとかいうことで取得されていても利用されない方があるということで、その
方との差を設けるのはふさわしくないだろうということでございます。

それから、料金ですけれども、1件当たり123円の手数料をコンビニエンスストア側に払
うこととなりますので、それを差し引いた金額が入金されてくるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第48号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第49号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 議案第49号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

基本的なことを伺います。介護休暇の今回分割取得ができるようになったという形になりますけれども、介護休暇の今現状の取得状況について説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

介護休暇については、以前相談を受けたことはございますけれども、現在、自主的に取得している職員はおりません。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第49号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第50号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8. 議案第50号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

後半の基山町職員の給与に関する条例の一部を改正するということなんですけど、たしか、ことしの3月の第1回定例会にもこのような改正があったと思いますが、ちょっとわからないところで、これは12月3日の佐賀新聞に「職員給与18市町0.06%下げ ボーナスは0.1

カ月上げ」と載っておりましたが、ちょっと読ませていただきますが、佐賀県内の20市町は職員給与の改定を進めている。そのうち、その18市町は県に準じて行政職の月給を0.06%程度引き下げ、期末・勤勉手当は0.1カ月引き上げる。その中に「基山町は国家公務員に準じて月給を400円程度増額し、ボーナスは同月分アップ」というふうに、基山町という名前まで入って新聞に載っておりました。ちょっとその辺の説明を、よその市町は県に準じて、基山町は国家公務員に準じてというところら辺を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、それぞれの市町の賃金については、人事委員会を持っておりませんので、それぞれの地域の事情などを考慮しながら決定していくこととされております。そういった中で、基山町の場合は、これまで一貫して国家公務員の給料を参考に給与改定を行ってきたところでございます。一方、ほかの市町におかれましては、平成27年4月の施行分から、国のほうが地域給与を見直した関係で、県のほうの給料表が若干変わりました。それ以降については、ほかの基山町以外の19市町につきましては県の給料表を参考に給与改定を行われております。そういった中で、本年につきましても、基山町の場合はあくまでも給与体系の一貫性を担保するために国家公務員の人事院勧告をもとに給与改定をさせていただいた関係で、佐賀県のほうはマイナス勧告を行っておりますので、一方で、国のほうはプラス改定を行っておりますので、そういった関係で基山町だけがプラス改定となっておりますところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

先ほどの佐賀新聞の件ですけれども、平成27年度、国の人事院が総合的給与の見直しというのをやりまして、給料表が佐賀県と国のほうで異なるようになりました。今回、基山町が0.2ポイントプラスというのは、国の人勧のほうでプラス勧告をしましたので、国に従って基山町は今回給与改定をしているということでございます。

ほかの19市町につきましては、去年までは有田町も国を使っていたんですけれども、ことしから県のほうを使っております。県がマイナスポイントの勧告を行いましたので、ほかの市町についてはマイナス、基山町についてはプラスになっております。この基山町のプラス

については、基山町が高い給料を余計に高くしているんじゃないかというような印象を与えますけれども、佐賀県のほうがちょっと給料表が高くなっておりまして、実際、今回の勧告では大体1,800円ぐらいの差が国と県についておりまして、その分の差額が今回縮小したということで、国と県の勧告によって今回はそういう違いがあるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

それを変更する予定はないんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

やはりこういった給与体系を維持していくと考えたときに、ある年は県を参考にする、ある年は国公を参考にするという意味では、一貫性を損ねると思いますので、これまでどおり人勸を尊重していきたいと思っております。と申しますのも、やはり人勸のほう、佐賀県は佐賀県独自で給与調整も行われておりますけれども、当然、人勸のほうは佐賀県も含めた全国的な部分を勘案しながらやられておりますので、そういった部分も含めて人勸のほうを参考にして決定をしてみたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

そういう説明ですと、一貫性ということになると、ほかの19市町のほうが一貫性がなくて、基山町は一貫性があるという言い方に聞こえるんですけども、いろんなときに県内近隣市町に並べてというふうな説明もされます。それとの一貫性がとれるのか。逆に言うと、給与については国とかいうことにする、ほかのときには近隣市町と、近隣市町、佐賀県内基山町だけが佐賀県の人事委員会に従っていないとか、参考にしていないということで、ほかの説明されるときに言われていることではあるが、ああそうですねと、近隣市町がそうだからそうですねということと一貫性がないと言われれば、一貫性がないんじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

一方ではそういった考え方もあるかもしれませんが、やはり給与体系そのものは、これまで脈々とといますか、そういった形で人勤の全国的な動向も見ながら決定をさせていただいておりますので、そういった部分については一貫性を持っていきたいというふうに思っております。

一方で、他のいろいろな制度を行いますときに、全国レベルでそういった動向が把握できるのであれば、そういった部分も参考にしながら実施していくこととなりますけれども、やはり施策になりますと、特に近隣市町を見て実施をしていく必要があると思いますので、そういった部分を考えますと、そういった考え方の切り分けというか、も必要ではないかというふうに考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

それぞれほかの市町のことを言われるとなかなか聞きづらいんですけども、ほかの市町が変更した理由、そこは端的にどこが違うのか、どういうふうにして考えられたのか、その辺のところと、それから佐賀県内で1つでやっているというのはなかなか難しい部分があると思うので、そういうところは、町長がいろんな県とかGM21とかでお話をされていると思うので、近隣市町の動向もよくおわかりと思うので、そのところは説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ポイントは、今年度というよりも昨年度だというふうに思っております、昨年度、県は国に合わせるような形で下げない形をとったというふうに記憶しております。そのときに、基山町は今まで国に合わせてきたので、条件が悪くなっても国に合わせてということで昨年度、国に合わせて、ほかの自治体が佐賀県に合わせていく中で、昨年度も国に合わせてやっております。そういう意味では、その一貫性でことしも国に合わせてという形をやっておるところでございます。問題は、その評価になっていくと思いますので、ラスパイレス指数というのがございますが、平成25年度は佐賀県で断トツの1位だったですね。平成26年度は佐賀県で2位だったと思いますけど、平成27年度がもうすぐ出るとは思いますけど、昨年度の効

果が出て、佐賀県で何番目か、相当下のほうに落ちると思います。そして、今回の平成28年度が出て、また来年の今ごろ新しいラスパイレス指数が出ますけど、それでまた佐賀県の1位に返り咲くことはないと思いますので、そこらあたりは今から注視していきながら、あくまでもこれまでずっとその形で貫いてきたものは貫き通して、余りにも、例えば県との差が出るような、そういうことの場合には当然再検討ということも考えていきたいというふうに思っております。

ちなみに、GM21等ではこの話題は一切出ておりません。ことしの話だけすると、非常にあれですけど、昨年のお話もぜひ思い出していただければなというふうに思うところがございます。よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

所管ですので、扶養手当が今回改定されますね。配偶者と子の扶養手当の改定について説明と、なぜ今回この扶養手当も含めて改定されているのか、わかれば説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回、人勧のほうでそういった改定がなされたということで、特に扶養手当につきましては、まず今回、プラス改定になっている部分が子の扶養でございます。子の扶養につきましては、やはり少子化に対応していくために子育てに少しでもプラスになればというところでの改定ということになっております。それで、一方では配偶者のほうが減額になっておるところでございます。これは、一概には言えませんが、これまでの政府の考え方として、将来的には配偶者の社会参画を促していくというところも考慮したところで、その配偶者の分を減じた部分を子の扶養に増額分として原資を充てていくというのが基本的な考え方になっていると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第50号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第51号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 議案第51号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第51号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第52号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第52号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第53号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 議案第53号 基山町税条例等の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○8番（河野保久君）

濟みません。質問というより、ちょっとわからないところがありまして、税条例は非常に難しいので、いつも平野税務課長にわかりやすく説明していただいて非常に助かっているんですが、ちょっとそれでもわからないので、「日台間に係る租税条約に相当する枠組みの構築」というところがわからないところなので、もしあれだったら、もう一回その辺の説明をしていただくと助かるんですが、よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

外国との課税の関係で租税条約というのがありますけれども、それは国交がある国との取

り決めになります。台湾の場合は国交がありませんので、国同士での租税条約というのが結ばれません。ですので、民間同士で取り決められた内容を実際お互いの国で実行するために法律を改正することによって、当然国税、並びに地方税に適用させていくというのが今回の趣旨で、法律の施行令で、実際、町の税条例に台湾という言葉は一切出てきません。上位法で定める、法律で定める外国というのは、今回の改正では台湾というふうに限られております。内容としては、要するにお互いの国で二重課税にならないように、もしくは脱税を防止する、そういった趣旨で今回の国税とあわせて地方税の改正がなされているものです。

例えば、日本国内の居住者、うちでいいますと基山町民が台湾のほうにある証券会社なり銀行なり投資をされたならば、それに対する所得に対して3%で所得割を分離課税しますよというふうな規定になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

わかりましたか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第53号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第54号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 議案第54号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今回のこの条例改正、現在の償還払いに加えて県内医療機関について現物給付が行われるようになるという大変大きな条例改正だと思っています。町民の方々も非常に待ち望んでいたことではないかなというふうに思いますし、議会としても従前から要望していた事項がようやく実を結ぶことになって、ここに至るまでには相当いろいろな御苦勞もあったのかなというふうに推測されますけれども、県内10市10町の中で、現物給付に切りかえる準備をしているとか、現在もう現物給付になったという事例がもしあれば教えてください。というのは、これが基山町独自の施策なのかどうかということをお聞きします。

それと、逆に1点、ちょっと心配するのが、現物給付をすることによって交付措置が何ら

かのペナルティーを受ける可能性があるのかどうか、このあたりもちょっとあわせてお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

久保山議員の質問にお答えします。

まず、10市10町の中で、先に現物給付になっているところということでお尋ねですが、これについては、平成29年4月に一斉に現物給付化になるということで統一をしております。また、どの部分が現物給付化になるかといいますと、今就学前の部分が先行して現物給付化を行っておりますが、これ以降の市町独自の部分について単独で行っている助成の部分が現物給付化になるということで御理解ください。

また、普通調整交付金のペナルティーについてですが、今、実際に就学前の部分についてのペナルティーはございます。これからまた現物給付化の部分、国保の被保険者の医療費についてのペナルティーは出てくるかと思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと確認します。じゃ、平成29年4月からは一応県内10市10町全て現物給付でいくということよろしいでしょうか。それと、現物給付によって、もう一点心配されるのが、やはり事務量ですよ。この事務量というのがどういうふうに変化していくかというのを想定されているのか、ここをあわせてお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

10市10町というところですが、1市だけ検討中ということで伺っております。それは9月時点でも金額については1市1町ぐらいが検討だったんですが、今は1市が現物給付化についてはまだ検討中だということで伺っております。

事務量につきましては、受け付け事務が若干減るかなとは思っておりますけれども、基山

町の場合、償還払いも結構ありますので、その部分については、やはり来られる受給者の方
に対しての対応というのはまだ出てくるかと思えますけれども、住民の方にとってもわざわざ
こちらにおいでいただいて申請をするという件数も減ってくるかと思えますし、こちらで
その説明を受けながら、また申請を受けていくということも減るかと思えます。ただ、現物
給付化に向けての受給者証の発行、資格証の発行とかがございますので、その部分について
は3月末から4月に向けて事務量は増加するとは考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

現物給付になるということで、非常に町民の方も喜ばれております。入院に限ってですが、
10月から高校生までなったことに対して、町民の方から、去年12月、子ども2人連れて引
越してきたと。非常に基山町はいいと、ほかの市町に比べてもそういうふうに聞きましたと
いうことで、高校生と中学生やったですかね、そういうふうな歓迎の声もお聞きしたところ
です。今度現物給付で、先ほど言われたように歓迎をされているわけですが、問題が幾つか
あります。現物給付になると、国のペナルティーということで、先ほど言われたように普通
調整交付金が減額になると。国は安易な受診を招いて医療費の増につながると、だから現物
給付はするなということでも今来ているわけですが、今現在のわかる範囲内で結構ですが、基
山町に対するペナルティーによる普通調整交付金の減額額、幾らになっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

昨年、平成27年が子どもの医療費から国保会計のほうに繰り出しをしましたのが約55万
3,000円です。今年度は45万2,000円ほどになっております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今説明になったように、本当にこういうふうな、国からペナルティーが課されているとい

う状況です。一刻も早い廃止が求められるというふうに思います。ところが、それに対して国は、今の動きとして、新聞報道、佐賀新聞なんか報道されておりますが、小学校入学前まではペナルティーを外そうというふうなことになるようでございます。そうなりますと、その分については基山町に金が入るわけですが、どのぐらい入るかわかりませんが、入った増額分については、子どもの医療費、特に高校生の通院に充てるとか、そういうことをぜひ検討していただきたい。いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

今、実際入院までの検討をしているからその分を通院までということでお尋ねになったかと思えますけれども、まだ10月から入院まで拡大をしたばかりですので、近隣市町の様子等も見ながら、また通院までの拡大というのは考えていかななくてはならないと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後に、町長にお聞きをいたします。

先ほどのペナルティー、非常に子育て支援に国はブレーキをかけているというふうな感じがしております。これ、今報道では全国の75%の自治体が現物給付を現在やっているわけですね。そういう中において国はブレーキをかけているというふうな状況です。これは一刻も早い廃止をして、御承知のとおり私たちが一生懸命子育て支援を頑張っておるわけですが、それに充てられるようにやる必要があると思えますけれども、町長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ことしの5月には県知事と、それから20首長の名前でその要望書も厚生労働省のほうに提出したりしております。まずその辺の努力をこれからも惜しみなくやっていきたいというふうに思っています。特に基山の場合は、周辺地域が福岡県に囲まれておりますので、単に佐賀県だけという話ではなくなって、競争相手とか、それから比べるものがそういうところ

だけではないので、その辺も意識しながら、バランスをとっていきながら子育てをしやすくなるまち基山を目指して頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

今回の助成の対象年齢についてお聞きしたいんですが、(4)で行きますと「6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで」と、これ具体的な年齢でしますと、小中高校生ですか、対象になっておると思うんですが、病気でやむなく留年したとか、学力不足で留年したとか、こういったケースも考えられると思うんですが、そういった方に対する助成はないのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

今現在は18歳——申しわけありません、まず、入院のみが高校生といいますか、18歳誕生日以後、最初の3月31日までということにしております。通院につきましては、中学生の年齢まで、15歳ですね。そこで考えておりますけれども、留年等で高校生であるということではかかれておるかと思っておりますけれども、今現在では18歳の到達年齢の3月31日までということではかかれておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

留年した、例えば高校生ですね、19歳になってやむなしで高校3年生をまた迎えるというような方には調整しないということになりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

条例の上ではそうなっております。

○議長（鳥飼勝美君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

先般、11月に議会と語ろう会の集いがあったんですが、今回の小中高生じゃないんですけども、基山町の助成をやる場合、幼児のほうの話だったんですけども、年中者、年長者、年少からありますけれども、そこで早生まれといいますが、遅生まれというんですか、3カ月間ぐらいで助成が受けられないという話をちょっと聞いたんです。そこら辺の年齢の考え方ですね、きっちりした同じ学年層でもらえる人ともらえない人が出るようなことにならないように、今回の件じゃないですけども、幼児のところであったということを聞いておりますので、注意していただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

子どもの医療費につきましては、年度の考え方が入っておりますので、その部分は大丈夫かと思っております。ほかの助成に関しても、3カ月早生まれでということにつきましては、ちょっと把握はしておりませんが、確認しまして、また検討はしていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませぬか。末次議員。

○3番（末次 明君）

基山町は福岡県との県境になっておりますので、県外の医療機関に受診、入院等することが非常に多いかと思っております。うちの孫もちょうど昨年ですか、久留米大学病院に入院したときに、基山町って入院費用もほとんどかからないのねというふうにびっくりしていたんですけども、実際、県外の医療機関で支払い後、助成申請をしてくださというふうになっているんですが、それって保護者には徹底されるんでしょうか。それとも窓口で「基山町ですか」ということで、何らかの申請書等を渡してくれるんでしょうか、それとも町の窓口に行かなくてはいけないんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

まず、今回の現物給付につきましては、県内の医療機関ということでしております。就学

前につきましては、今5つほど指定医療機関がありますけれども、それについては就学前については大丈夫ですけれども、小学校以降につきましては、入院、通院については償還払いという形になります。県外の受診につきましては、まずは県内の医療機関の受診については現物給付になるという周知については、これから12月議会が終わってから周知をしていくんですけれども、受給者の方につきましては、また申請書等をお送りして、それにあわせて申請の方法等も御案内していきたいと思っておりますので、まずはそういう形をとっていきたいと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第54号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第55号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 議案第55号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第55号に対する質疑を終結します。

日程第14 同意第6号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 同意第6号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、同意第6号に対する質疑を終結します。

日程第15 同意第7号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第15. 同意第7号 基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準

ずる者とするにつぎ同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは、議案第43号、議案第44号でも少し議論してきた中にも関係するんですけども、1つは、この同意第7号は今回の議会に提出する議題ではないというふうに私は思っています。今から先、農業委員及び推進委員を決める中で、どうしても認定農業者が規定されている数の過半数に達しないという場合に初めて私はこれが出てくるんだろうと思うんですね。基山町は、例えば、現農業委員には確かに認定農業者は1名しか入っていらっしゃいません。しかし、実際6名いらっしゃいます。この方が全員入ってもらえるかという保証はありませんけれども、それにしても私は、努力をして、どうしてもだめという場合に私は初めてこの同意第7号が出てくるんだろうなというふうに思いますけれども、今回なぜこれを同日12月議会で出されたのかについて説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

議員おっしゃるところも確かにそうかと思いますが、まず、法でいうところの、今回この例外規定を用いる場合の基準でございますけれども、委員の定数の8倍を下回る場合ということになりますので、基山町で11名の委員を設置するとした場合、88名を下回る場合ということになります。当然基山町内に、例えば、認定農業者が50名ぐらいいる状況の中では、この同意を今議会において求めるということはいたしません。ただし、基山町の場合は今現在の認定農業者については6名でございます。そうなりますと、過半ということであれば11名の過半は6名でございますので、まずその公募を前提として、今後一定の手續に入っていく際には、もう認定農業者を役場のほうは全部選任をするという前提で公募を行わざるを得なくなりますので、そういうことは当然難しいと思いましたので、本議会において先に同意を求めるということでございます。

ただし、議員おっしゃるとおりに、今現在の認定農業者の方に委員になっていただきたいということで努力をするということを最初から放棄しているわけではございませんので、それは同時にやっていきますということでございます。あともう一つ考えておりますのが、認定農業者というのは、農業経営基盤強化促進法に基づきまして認定を行うところなんですけ

れども、これは計画期間が5年になっておりまして、来年4名の方が更新時期を迎えてまいります。そうしますと、今回農業委員会の任期を3年とした場合に、任期途中で認定農業者から外れる場合が生じてまいりますので、そういうところも考慮した上で、本議会において同意を先に求めさせていただいたところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

先ほど説明がありましたように、認定農業者の数が農業委員の定数の8倍を下回る場合においてというのは、確かにうたわれているんですね。これはあくまでも例外措置なんですね。例外措置を設けたとしても、例えば、定数の中に認定農業者は最低何名必要ですか。逆に言えば、認定農業者は1名でもいいというふうな形になりますか。というのは、これは規則の中で、例えば4分の1を下回らないというのがありますね。11名のうちの4分の1を下回らないというと、最低3名は認定農業者が必要になってくるというふうに思いますけれども、先ほど言われましたように、認定農業者、基山で6名と。6名のうち半分の3名が農業委員になってもらわなきゃならないというふうな形になりますけれども、この辺の規定、規則含めて、どのような扱いをされるつもりですか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、今回同意をお願いしております件については、認定農業者とそれに準ずる者をもって過半を占めるようにしたいということが同意の中身でございますので、今現在、認定農業者が特別専業で大きな農家を指すようなイメージではないと思うんですね、基山町の場合について。もしくは、例えば、ここの準ずる者の中には、集落営農組織の役員であったり、基本構想水準到達者であったり、ある程度の農業を主体的に取り組まれている方も指しておりますので、ここで認定農業者に認定されているかどうかだけをもって何かしら考えていくというのは、ある面では妥当ではないような気はしておるところです。それで、その前提でゼロでいいというふうに考えているわけではないんですけれども、今後、認定農業者を公募なり推薦で求めていくわけですが、先ほどから申し上げているとおり、例えば、地域の偏りであったり、そういうものを同時にどう考えていくかという中において、やはり認定農業者あ

りきで動かすということは非常に難しいのではないかと考えているところです。

ちなみに、今回80ページに示しておりますが、ここの例外規定の考え方でございますが、結果的に、ここで今回同意を求めますAのところ、準ずる者をもって過半を満たさない場合ということも当然考えられるところでございますので、その場合においては、議員が当初申し上げたとおり、今のところであれば6月議会で同意を求めることになると思いますけれども、委員を選任して議会同意を諮る前に、このBによる同意を求めた上で、委員の同意をいただくということになるかと思えます。このBをもってできない場合については、6月議会の前に国への承認を求めまして、国からの承認を受けた上で、6月議会に諮るということになっていくと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、同意第7号に対する質疑を終結します。

日程第16 議案第56号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第16. 議案第56号 鳥栖市水道事業施設の使用に関する鳥栖市との協議についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

議案第56号議案、議案第57号議案とも、鳥栖市と基山町のこれは大変大事な上水道の取り組みでもありますし、当然、鳥栖市の協力を得なければ基山町だけでは解決しない問題でもあります。そういう中において、基山町も大変これはメリットが大きいというふうに思っておりますけれども、上水道は佐賀県東部水道企業団に移管しておりますけれども、基山町と鳥栖市、それと佐賀東部水道企業団との協議がどのような形で今日まで進んできたのか、少し資料もありますけれども、これについて説明をもう一度お願いします。

それから、負担金の関係ですけれども、負担金は基山町のほうに発生するのか、佐賀東部水道企業団のほうに発生するのかについて説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

まず、鳥栖市と東部水道企業団と基山町の経過ですけれども、この地区開発を進めるに当たって、当初は今までどおり暫定給水でいこうかという話をお願いしようかということでしたけれども、やはりこの際、今後の地区開発とか将来の土地の利用を考えるときに、やっぱりいつまでも暫定給水ではいけないんじゃないかというのが、まず基山町と鳥栖市との話でございます。そういった話を協議しているということで、東部水道企業団のほうにも御相談に行きました。本来、東部水道企業団が基山町の水道事業は展開していくものですけれども、あの地区については給水区域の指定範囲に入っておりませんで、佐賀東部水道企業団としての未整備地区、基山町の水道課の時代からずっとですけれども、鳥栖市のほうにおんぶされていたというような中身でございます。

それで、東部水道企業団のほうにも東部水道企業団のほうから給水ができないかというようなお話をしております。そうすると、将来の地区開発を進める上では管の大きさが今のところ不足しているとか、長ノ原の踏切ですかね、あそこを越さなければいけないJRとの協議が大変という問題、それから同じ道路に鳥栖市の水道管と東部水道管が2本入ることについても、将来のインフラ的にどうなのかというような話をしております。鳥栖市が給水区域を変更するに当たりましては、名目上——名目上というか、佐賀東部水道企業団が基山町の給水エリアと、ただ、給水区域には入っていないということですが、一応佐賀東部水道企業団の承諾というのが必要になります。給水変更申請の書類の関係ではですね。そういったことで協議をしてきたという経過でございます。

あと、負担金につきましては、基山町が鳥栖市のほうに負担をいたします。これにつきましては、平成13年に弥生が丘の地区開発をした際にも一定の負担金を基山町の面積に対して給付をしていただくということで、お互いに協定を結んで負担した経過がございますので、何らかの負担は必要ということで協議を調べているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

本来、これは上水道、下水道を分けて考えなければならない部分ですけれども、上水道の水を使う、その水は公共下水道でしょうが、合併処理浄化槽でしょうが汚水処理はしなければならないんですね。そうすると今回、後でまた出てきますけれども、下水道のほうです

と。これは鳥栖市のほうとすれば、鳥栖市のほうも何らかのメリットがなければならぬんだと私は思うんですね。基山町は、先ほど言うように大変メリットがあるわけですね。上水道をこうして通すということに対して、鳥栖市のほうはどのようなメリットが発生するというふうに基山町はお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

鳥栖市については、今後の水道については加入金なり水道使用料とかが入ってくるというのが一番大きなメリットじゃないかなというふうに感じております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第56号に対する質疑を終結します。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時55分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第17 議案第57号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第17. 議案第57号 基山町と鳥栖市との公共下水道事業に係る事務の委託に関する規約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

議案第56号でも少し伺ったんですけれども、議案第57号は下水道ですので、また少し内容が違います。会田地区を今回鳥栖市のほうに編入するという形になりますけれども、この2.5ヘクタールが会田地区住民18世帯40名の方の一部の方から公共下水への接続の要望があったというふうになっています。鳥栖市のほうに編入して、鳥栖市の下水道の認可区域に入るとなった場合、これは直ちに下水道が来るのか。それとも今回、地区計画がありますから、地

区計画される1.2ヘクタールに今のところホームセンターが建設されるというふうに伺っていますけれども、その1.2ヘクタールのホームセンターの方が下水道を利用されるようになるのかというふうなところがわかれば説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、下水道につきましては、処理を委託するという内容になりますので、事業認可等は事業主体となる基山町のほうで公共下水道として排水をするという形の認可をとることになります。今言われた利用者としましては、資料の83ページにございます南側の一部が今回の開発等になるものでございまして、北側については既に宅地化が進んでおるところになります。将来的にはこういったところも排水ができるように協議をさせていただいて、近隣のところの下水道を利用できるという利便性の向上をさせていただいております。また、今後の整備に関するものは、もう既に鳥栖市の下水道管が入っておりますので、これを一定の容量までは利用できるというのがございまして、最終的に利用するとなると、利用を希望する宅地の所有者なり建築者なりの方が公共ます等の申請を受け、町のほう、または開発のいずれかでそういった接続する管を工事するということになるかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

なぜここを聞いたのかというと、先ほど言いましたように、説明でもありましたように18世帯40名の一部からですけれども、接続の要望があったという形で、ここの地区はちょうど今町から弥生が丘に下る道の右手に2軒家がありますね。それ以外は大体アパートがあるんですね。アパートのほうは、多分これは合併浄化槽で今処理されているというふうに思いますけれども、この40名の方にアンケートか何かとられたのかなど。なぜここを聞くかということ、認可区域になれば、これは受益者負担が発生しますね。そうすると、あえてここの住民の方から鳥栖市の下水道に編入してくれという要望があったのか、それとも今回地区計画と一緒に今計画されていますから、地区計画をする中において、地域住民の要望というよりも基山町のほうが鳥栖市下水道に編入を申し入れたのかという部分ですね。

というのは、言うように、受益者負担が発生しますから、アパート経営されている方に

としては、それがプラスになるのかマイナスになるのかというのもやっぱりありますから、この辺のアンケートも含めてされたのかという部分の確認です。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、アンケートはとっておりませんが、ただ、こういったアパートの所有者等の方から要望、下水道はまだなのかというようなお声はいただいたというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私はいいことと思うんですよ。この地域はいずれは開発が進んでいくべきところでもあるし、逆に言えば、基山町だからここは空白地帯みたいになっているんですね。逆に言えば、弥生が丘地区については、もうこれだけ駅にも近いところではほとんど開発が進んでいるという中では、上水道、下水道というインフラ整備をすることによって、基山町もこの地域についてはより開発が進んでいくというふうに思いますから、私は大変いいことだと思いますね。

それで、この地域については、いつか全協でも少し聞きましたけれども、市街化調整区域になっているんだという形なんですね。約2.5ヘクタールを今回、上水道は鳥栖市のほうに編入する形で整備されますから、市街化調整区域から市街化区域への線引きの見直しを私は当然進めていくべき土地でもあるというふうに思いますけれども、これについて、基山町のほうは何らかの今からの関係、対応をしていこうという考えはあるのか確認をします。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

今回の会田の一部、いわゆるそれを会田地区というふうに今回定義をさせていただいておりますけれども、そちらについての線引きの見直しについては、今後、県のほうに要望していくことになります。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第57号に対する質疑を終結します。

日程第18 議案第58号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第18. 議案第58号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の42ページをお開きください。42ページについて質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。43ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入全般。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

44ページ、45ページ、歳出全般。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

46ページ、第2表 地方債補正。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、事項別明細書3ページをお開きください。

事項別明細書に移ります。3ページ、歳入、分担金及び負担金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、12款. 使用料及び手数料、農林水産業手数料。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと、私が初めてこの手数料を見ました。それで、これ基本的にどういったものか、それとどこからの歳入なのか、この説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

この中身は鳥獣飼養許可手数料といいまして、具体的には、メジロを飼養する際には登録に当たりまして1羽当たり3,400円が必要になっております。それで、今般基山町では3名の方が3羽飼養されているんですけれども、1羽死亡したということで届け出がございましたので、その分の減額補正でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。5ページ、国庫支出金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、1目、3目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、県支出金、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、県支出金、県補助金、1目、2目、3目、4目。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

済みません、よくわからないんですが、4目の農林水産業費県補助金のところのタマネギべと病緊急特別対策事業費補助金、予防剤の助成ということで、これ歳出のほうでもほぼ同額が3万1,000円を出ているんですけど、これぐらいの被害で町内は済んだということの査定金額なのか。ちょっと少ないのかなと思っているんですけど、その辺教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

これにつきましては、本年、佐賀県内においてべと病という病気が大量発生いたしております。県がその緊急対策として防除効果が高い予防剤を農業者へ配付しておりますので、これにあわせまして町のほうでも予算を計上する必要があるということで、町内では共販出荷、個人のお宅でのタマネギの栽培、これは対象にならないんですけれども、共販出荷、この分で2ヘクタール分ということで計上させていただいておりますということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。9ページ、県委託金、6目。民生費委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、財産運用収入、2目。利子及び配当金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、寄附金、1目、3目。末次議員。

○3番（末次 明君）

町長にお聞きいたします。

総務費寄附金ですが、ふるさと応援寄附金、当初、町長は一、二億円ぐらいがいいんじゃないかというふうにおっしゃっていましたが、今回3億円を追加して合計4億円になっていますが、ホームページ等で見ますと、肉類、それからハム類、ビール類が大幅にふえております。この辺の品目を補強された理由をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、ハムは最初から伊藤ハムがございましたので、むしろ品目をふやしたぐらいであります。肉は新たに、基山町ではやっていなかったもので、みやき町、それから上峰町がやっておりましたので、信頼できる業者、給食なんかも担当していただいている業者に肉をお願いいたしました。それから、ビールは基山町ゆかりのものが結構多うございました。例えば、基山町の麦を使ってつくっているビールとか、そういう幾つかのものがございましたので、肉とあわせてビールも始めたところでございます。

1億円と言ったのは、去年、多分二、三億円ぐらいを今年度は目指したいという話をしていたと思いますけれども、今のペースではもう既に3億円を超えておりますので、上方修正して、年度で四、五億円ぐらいな、そういう見込みになるんじゃないかなというふうな今のところ考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

ほかで聞くとところがないので、教育費寄附金のところの育英資金の現在の状況はどうなっているか、概略でいいですからわかる範囲で教えていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

概略といたしますか、件数ですね、ちょっと今手元にありませんので、あれですけれども、運営自体は返納も滞ることなく、これまで結構貸し付けをした部分がありましたので、ちょっと基金自体は少し目減りしていたんですけれども、夏過ぎぐらいからまた返納される方が始まりましたので、徐々に基金自体はある程度戻ってくると思います。

ただ、現状としましては、希望者にはお断りをすることなく貸し出しは行っている状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

要は返さない人間、みんな真面目に返しているという、変な話やけど、そういう延滞金みたいなのはないということですね。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

昨年度から、勤務とかの都合でちょっと返納がしづらいという方には、いろいろと納めていただく方法も考えまして、その方には少しずつまた入金いただいておりますので、大きく滞っているものはありますけれども、そこもずっと手だてをしながら行っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。12ページ、基金繰入金、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、町債。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

歳出に移ります。15ページ、議会費、1目．議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、1目。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと所管ですけど、せっかくの機会なので、町長にお尋ねします。

10節の交際費、町長交際費ですね、今回9万8,000円補正があります。現在、どのように公開されているのかお尋ねいたします。議会の場合は、議長の交際費は必ず議会だよりで毎回記載していますけれども、せっかく透明性を主張される町長ですので、そのあたりお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

たしか広報とホームページに載せているんじゃないかなというふうに思いますけれども、基本。（発言する者あり）余り目立たないかもしれませんが、基本、はっきり言っておきますけど、飲み食いには一切使っておりませんので、御安心くださいませ。お客様、いわゆるこの前の提携のときの記念品とか、海外からのお客様への記念品とか、そういうものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ちょっと私の聞き漏れかもしれませんが、18節の庁用備品の109万4,000円、これ内容をもう一回聞かせていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回議案でお願いしております機構改革、そういった部分で課が新設されたりいたしますので、そういった部分のパソコンの机であったり、あと来年度の人員も含めたところで考えておりますので、そういった部分のパソコンであるとかをこちらのほうで計上させていただいておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。2目．文書管理費、3目．財政管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。4目．会計管理費、5目．財産管理費。大山議員。

○10番（大山勝代君）

13節．委託料です。本桜ということで、伐採という説明がありましたけれども、それだけなのか、路肩などの損傷、そういうのはなかったのでしょうか。それともう一つは、今そこが若基小の子どもたちの通学路になっていると思いますが、それが通れない。いつごろ通れる予定でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今回補正予算をお願いいたしておりますのは、本桜ため池の樹木の伐採なんですけれども、その通学路が崩壊いたしまして、通れなくなっているということもありますし、一部漏水の疑いもあるということで、ため池の中の樹木等を伐採する予算をお願いいたしておりますので、その後に漏水の確認とかをいたしまして、応急になっている通学路ですね、その辺の修理もしていくというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。6目．企画費。次のページまでです。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

使用料及び賃借料のところ、メールマガジンシステム利用料が始まっておりますが、金額は大したことではありませんが、既にフェイスブック等でも基山町として発信しているも

のがあるのに、新たにどういう内容で出されてこれを1月からスタートされるのか。いろんな情報がかぶって、こちらを見ている人はこの内容を知っている、こっちにはこれだったということのないようにしなきゃいけないと思うんですけど、その辺の情報内容はどういうふうにされるんでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

フェイスブックよりも——フェイスブックは、どちらかというと写真でトピックを紹介するような話ですけれども、より実際に近いような政策的な話を少し解説するような形で出せないかなと思っております。もちろんメールマガジンで出したものはそのままホームページにも掲載させていただきますので、行政の透明性を少しでも担保したいなど。基本は私中心になるとは思いますけど、私以外の人間も出せるような形に持っていけたらいいなというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

ということになれば、フェイスブック等でも「いいね」ということでカウント数を見ると、多くても50、大体それ以下ということなんですけど、メールマガジンを利用するようにするということがあれば、町民の方へのメールアドレスを要するに知らないといけないのかなと思うけど、その告知というか、皆さんへの呼びかけというのはまた広報でということになるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、フェイスブック、「いいね」は50ぐらいですけど、いわゆるリーチ、見た人は大体今1,000人から2,000人ぐらいコンスタントに行っておりますので、「いいね」とリーチを両方ぜひごらんいただければというのが1つと、それからおっしゃるように、そこはじわっと広げていきたいと思っておりますので、ホームページとか、それから広報とか、いろいろな媒体を使ったり、もしくはいろいろな場所に行くときとかにそういうのを始めていますとい

うふうな形にして少しずつ広げていくことを今考えております。また、逆に言えば、議員の皆様、関係者の皆様もまた御協力いただければなというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

今の関連ですけれども、このメールマガジンは、町長以外の方もと言われていましたけれども、ある程度個人的な内容に限定するのか、あるいは公式な行事の案内とか——情報格差があってはいけないと思うんですけれども、仮に流すのであれば、そういった広報との整合性というか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

基本、公式なものを流したいというふうに思っています。

本来は「広報きやま」とかホームページに載けなきゃいけない話なんだけど、そこまで及ばなかったものなんかも含めてきちんとした形で出していきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

基本的に、メールマガジン自体については住民の方々含めて、まず登録をいただいた方に限定的に配信をさせていただこうと思っております。そういった中で、やはり今いろいろと御指摘いただきましたように、広報であったり、フェイスブックであったり、ホームページであったり、そういったところとそごがないように、また1つの基山町の発信ツールとしてきちんと管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

もう一点、メルマガ登録する場合には、各個人のメールアドレスを登録していただくとい

うことになるでしょうし、ある程度の人数がふえてくれば、そのメールアドレスの管理というものが出てくると思います。それを登録するに当たっては、町と個人がネットワークでつながっていないてはいけないんですけれども、その個人情報を管理するに当たってはその辺のセキュリティーはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

当然そういった個人のメールアドレスとかをお預かりすることになりますので、そういった部分については、今全体的に内部情報系を含めて、セキュリティーの強化を図っていくように検討しているところでございますので、そういった中で含めて検討させていただければと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

13節の委託料についてお尋ねいたします。

ふるさと回帰支援センターというところが情報を出しているんですけれども、その相談件数が年間2万件を超えているということで、年々倍増しているという話なので、ここに相談するのが20代から40代という、まさに基山町がターゲットとしている年代なんですけれども、先進のところですね、移住相談窓口を一括してしているところがあるんですけど、基山町はその体制はどうなっているのか。それから、相談についてどれぐらいの件数があるのか。それから、移住体験リノベモデル住宅業務委託料、この場所が基山町大字宮浦163番地13、それから大字小倉366番地24と、この場所はどこなのかお示しをいただきたいんですけど。

○議長（鳥飼勝美君）

毛利まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（毛利博司君）

まず、相談窓口でございますけれども、相談窓口につきましては、基山町役場まちづくり課定住促進室と考えております。それと件数につきましては、今数件ございます。それと、今、場所ですけれども、まず、小倉のほうですけれども、高島団地11区内です。それともう一カ所は、宮浦につきましては旧第1部消防格納庫でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

相談のとき、どこがいいんでしょうかと。ふるさと、住みやすい田舎なんですよ。今2件言われましたけど、町なかですよ。あそこに行って基山のよさを知っていただけるのか。近くに行けば基山（きざん）もあるし、山もすぐ行けますけれども、やはり生活をするとなると、そこに住んでいただいて基山のよさを体験してもらおうということと、相談の希望として、やっぱり心地よい田舎、田舎のよさというものを味わってもらおうという、特にこの場所は旧第1部消防の格納庫の跡なんていうのは基山では一等地ですよ。いいところだなと、私も住みたいなという場所であると思うんですけども、そこが果たしてニーズに合ってくるのか、その辺を選んだ考え方はどうなのかと、それから新しいところでは住宅をつかって、仕様書ですよ、施行規則をつくられているんですよ。住宅の設置及び管理に関する条例をつかって、どんなに使ってくださいとか、そういうこともつuckingているんですけども、そういう規則をつくれるのか、そういう方向性であるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

毛利まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（毛利博司君）

まず、この場所を選んだ理由ということでございますけれども、最初、やはり古民家等の選定を考えておりました。例えば、大興善寺付近、小松のですね。それと、駅前付近でもそういったところがございましたけれども、所有者の方と話を進めてまいりました。しかしながら、その場所につきましては、その親族の方と、また基山町に移住定住されるといったことの理由等、いろいろ所有者の方の諸事情もございまして、選定はさせていただいてはいたけれども、実際、決定までには至らなかったというところでございまして、今回の2つの物件につきましては、まず空き家を利用させていただく上で、せっきく基山町に寄附をして、そういった移住定住の関係で利用していただきたいということもございましたので、基山町としては、この2件をぜひ利用させていただきたいというふうに思っております。

そしてまた、移住体験をしていただいた方につきましては、まずもって基山町に来ていただいて、ここの体験モデルに少しでも体験をしていただくことで、まず基山町を知っていた

できればということで、今後、またその利用の方法につきましては十分に考えていきたいというふうに思っております。

それから、最後に言われました仕様につきましては、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

富山県は、世界遺産に住んでみませんかという話があるんですよね。基山町の一番売りは何なのか。町なかよりもちょっとした田舎に行ったって便利なんですよが、やっぱり基山町外から見た方の一番交通の便がいいという、また道路網が基山町はいいという、移住しても山から10分来れば町なかに下りてこられるということが一番売りだと思うんですけども、そういうところをもう少し徹底したリサーチをしていただいて、空き家がなければしょうがないでしょうけれども、もう少し情報を調査するとか、体験に合うような形をつくっていただきたいのと、それからこれから考えますとか非常に多過ぎますよね。仕様をどうしていくんだとか、それから体験に見えた方に基山町をどうやって体験していただくかと。ただ住んでもらうだけじゃないんですよね。基山のよさをよそに行ってアピールしてもらわなきゃいけないでしょうし、やっぱりニュースソースとして広報に載ってもらうとか、取材を受けてもらうとか、そこに役場として誰が携わるのか、町民の方がどう携わるのか、おもてなしをしなきゃいけない部分であるのに、今まだ余り決まっていないんですよね。少しスピード感的に、やはりそういうものがあるからこういう場所になるんだとかいう、とりあえずここが空き家だからやっ飛ばしておうじゃなくて、構想を持ったものに合わせた施設じゃないと、東京から来られて基山で、三養基郡基山町という山がついている町で、郡がついているところに住んで、えっここかって思われた瞬間、どうなのかですよね。そこのところ非常に心配に感じる部分があるんですけども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

品川議員、まさしくおっしゃるとおりでございます。私も同様に思っております。私どものリノベ住宅のスケジュールといたしましては、ことし12月いっぱいぐらいまでに建物を

決めて、それからリノベの発注をしようと。そして、来年1月から2月の中旬ぐらいにかけて、来年度以降の移住体験事業の仕組みづくりをやっていこうというスケジュールを考えておりましたので、御指摘があった点を重々踏まえまして考えていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。8目、9目、10目、11目まで、基金です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。20ページ、ふるさと応援寄附基金費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

21ページ、徴税費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

22ページ、戸籍住民基本台帳費、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

23ページ、社会福祉費、1目、2目、4目、5目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

25ページ、児童福祉費、1目、2目、3目まで、26ページまで。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

8節の報償費、子育て家族応援表彰についてお尋ねいたします。

まず、前回6月で否決された議案の訂正として捉えていいのか、全く別ものとして捉えていいのか、御説明ください。

また、この表彰制度は、多子家族にとって、また町民にとってどのような効果をもたらす

のか、御説明をください。

3点目ですけれども、この内容を見ると、随分福祉のほうに入っていったのかなと思わなくもないんですけれども、実際、福祉の観点から見た場合、圧倒的に該当者への給付金の増額、もしくは保育所への同時入所3人目無料から——3人目無料というのは本当に数が少ないと思っています。ですから、それではなくて、同時入所ではなくても3人目以降無料にするといった制度こそが、多子世帯を応援し、子育てを支援するといった事業となると思っておりますが、こういった検討をされたのかどうか、検討したのであれば検討した結果、なぜ表彰という制度になったのかをお尋ねいたします。

3点です。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

まず、6月議会に提出しました頑張る多子家族表彰ということと、訂正で今回子育て応援家族表彰という形で上げたのかということですのでけれども、確かに子どもの数が多い家族を応援するという意味では同じところではあります。そういう意味では訂正という形で上げさせていただきました。

また、今度の応援表彰の分ですけれども、それがどのような効果をもたらすのかということとでございますけれども、今回目的といたしましては、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じという形で目的を持っております。ただ、その中に家族や地域のつながり、そして子どもを育てていく体制を改めて築いていただきたい。子どもを育てるって楽しいよねというふうに感じていただきたいというきっかけとなるものと考えました。そういう意味では、目的も6月に出したときよりも若干変わったかと思っておりますけれども、そういう意味では、きっかけづくりにはなるかと思っております。

また、福祉の観点から見て近づいたのではないかということですのでけれども、確かに3人目無料、これも同時入所ではなく、上の子が小学3年生とか保育園に第3子がいるということになれば、無料にはなっております。同時入所に限ってはおりません。そういうところも確かに児童手当の3人目に対する上乘せの支給等も検討をさせていただきました。その点からすると、やはり費用がかかっていくし、また、これが続いていくものですから、今回はまずきっかけづくりという点で考えていきたいということで、今回の提案という形になってお

ります。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと難しいですね。現在は御存じだと思いますけれども、基山町には基山町表彰規則というのがあります。この第9条に「表彰は、予算の範囲内で町長が毎年1回定期に行う。」とあります。まず、このための予算づけはされているのか、そして毎年1回定期に実施をしているのか、そして、子育て家庭応援表彰というものをこの規則に準じて行うことはできなかったのか、この3点をお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずもって、確かに定期的に表彰していくこととしておりますけれども、現行予算としては計上させていただいていなかったと認識しております。そういった中で、確かにこの表彰規則そのものは町でいろいろな貢献をしていただいた方を顕彰していくという意味では広範囲にわたって表彰を行わせていただいておりますので、そういった意味からすれば、確かにそこだけを捉えるとすれば、こういった表彰の中で行うというのは決して不可能ではないと思います。ただ、今回こういった形で改めてこういった規定も設けてさせていただいているのは、やはり基山町として子育てを、特に町内、町外に向けて基山町自体が子育てを応援していくと、そういうある意味宣言のあらわれということも含めて、今回新たに設置をさせていただいたところでございます。

ですから、特に今回の表彰に当たっては、そういった子育ての応援宣言的なイベントをする中で、その中の一つの顕彰作業としてさせていただければというふうに原課のほうも考えているようでございますので、そういった部分も含めて御理解をいただければというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

恐らくこの案件については厚生産業常任委員会のほうに付託されますので、今回から私たち総務文教常任委員会委員も傍聴できるようになりましたので、その審議の行方というのはしっかりと見届けたいと思っております。

ただ、この多子家族の方々全てが表彰されるということにもろ手を挙げて喜ばれているかというと、非常に不安を抱えられている方も実際におられます。その中で、この表彰規則について、各分野いろんなところで貢献をしていただいたというふうな話を今、総務企画課長のほうからいただきましたけれども、例えば、今回、優勝した広島東洋カーブの緒方監督の恩師であります故平野国隆氏、全国的にも非常に高校野球界を牽引して、また青少年育成にも随分と寄与していただきました。残念ながら、あれだけ全国的な方に対して基山町は何一つ表彰を行っていません。また、同じく基山町の福祉を支えていただいた故鹿毛ヨシ子さん、こちらの表彰も私が調べる限り一度も表彰をされていません。そういった中において、なぜ今回子育て多子世帯のみの表彰をクローズアップさせるのか、その辺に非常に違和感を持つわけであります。

町勢の振興に寄与していただいて、また町民の模範と認められる方々への表彰規則だと思っておりますので、その制度をきちんと活用することがまずは先決ではないかというふうに考えていますけれども、これは町長、よかったですら御答弁をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさにこの一、二年が基山町の勝負だというふうに思っております。ありとあらゆる手段で基山町をアピールしていかなければいけないと思っておりますので、その一つのアピールの手段としてこういった表彰を始めることを外に、そして内に向かってアピールしたいという気持ちでいっぱいでございます。

それから、先ほど言われた方の表彰は全く別次元の話だと思いますので、全くそういう発想はございませんでしたし、そういう話も一度も私のところに上がってきておりませんので、今初めてそういう話を聞きましたので、そういう話はまた別途きちんと考えていかなきゃいけない話だなと思いつつながら、今聞いておりました。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませつか。重松議員。

○9（重松一徳君）

よくインターネット等で見れば、例えば、子育て支援、家族支援、多子家族の支援等は取り組まれているんですね。私は、こういう応援とか支援そのものを反対するわけではありません。特に、例えば、多子世帯といったとしても、今はほかの市町を見れば3人以上というのが多いんですね。5人というのは、あんまり私も聞かないなというふうに思うんですけども、それにしても、私はこれ自体は別に応援したり支援したりする部分はしなければならぬと思うんですけども、なぜ表彰しなければならぬのかというのが、私は6月議会的时候からもそうですけれども、わからないんですね。例えば、子どもが多いからということでなぜ表彰しなければならぬのかなというふうに思うんですね。これはまさしく町長が、これは自分の政策としてしたいんだという形で思って提案されているんでしょうけれども、本当にこういうのでいいのかなと。

今、基山町、不妊についてもいろんな施策等もしていますし、子どもを持ちたくても持てないという方もいらっしゃるし、いろんな方がいます。これは多様性なんですね。逆に言えば、生む生まないも含めて尊重しなければならぬという今の世の中において、子どもが5人以上いるということを、表彰ですからね、しなければならぬ理由が、私は今もっておりませんけれどもね。町長、この辺もう少しわかりやすいように説明してもらえませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは、親として子育ての大変さというのを常日ごろ今までも考えてきましたし、多分これからも考えることだと思いますけど、その中で、やっぱり数多くのお子さんを育てられる方に対しては、尊敬の念を強く持つ次第でございます。加えて、今基山町は人口減に悩んでいるわけでございますので、多くの子どもさんがおられること自体は、今まさに悩んでいる基山町にとっては、すごく貢献していただいていることじゃないかなと思ひまして、こういう形のものを考え、そして、初年度は9世帯で2万円の18万円ですけど、多分2年度目からは数自体は非常に減ると思ひますので、その少ない予算でまた基山町がこういう応援をしているというのがアピールできると、先ほどの話になりますけれども、今のこれだけの施策でいいわけではございませんけれども、幾つもやるいろいろな子育て支援策の中の一つで光るような形になるように持っていけないかなというふうに思っているところでございます。

表彰につきましては、一番最初に言った、やっぱり多くの子どもを育てている方に対しての尊敬の念を持っているという、そういうことでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

そこがわからないんですね。私は7人兄弟なんですね。昔は、私の世代は6人、7人というのは別にそんなに珍しくはなかったんですね。これはそういう世代でしたから、今でも、例えば、よくテレビなんかでは子ども9人とか10人とか、そういうドキュメントの番組なんかもあっていきますから、多いところもありますし、言うように、生む生まない含めて、やっぱりいろんな多様性がある中で、一番最初に言いましたように、例えば、多子世帯とか、子育て世代を支援したり応援したりする部分はしなければならないと思うんですけども、問題は、やっぱり表彰をするべきではないと私は思うんですね。こういうことに対して行政が表彰するということが本当に、例えば、町長は1つの基山町を発信するツールとして考えてあるかもしれませんが、私は逆なイメージ、逆に言えば、基山町は何でこういう発想しか持てなかったのかというふうに捉われはしないのかなと心配を私はしますね。

だから、できたら、私はこの表彰はやめてもらいたいと。そして、真に町長が考えるように、子育てを支援したいということであれば、今回の場合は2万円の図書券を9人世帯、これがことしの対象者という形でしょうけれども、そこだけに取り組むと、それだけに取り組むと、表彰はもうしないと。早い話が、表彰ということは、表彰状を渡すということでしょう。だから、そういうことはしないというふうなことでは取り組めませんか。私はそれだったら賛成できますね。しかし、表彰することとなると、私は議会がこれを認めて本当にいいのかなという気が、これは6月議会のときもそうでしたけれども、今回もやっぱりどうしてもこれは拭い切れない面がありますね。この辺について、もう一度答弁をお願いできますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

逆に、表彰しないという形がどういう形になるかわかりませんが、皆さんにそれを知らしめないで、図書券を渡して、もうそれ自体の効果は誰も知らないところで終わってしまうような形になると、それを町内の人にも知ってもらいたいし、最初に会ったときに「お

子さん、何人ですか」、「5人」と言われたときのインパクトはどう思うか。そこはすごいですねってみんな思うんじゃないかなというのがもともとの根本なので、それを基山町の人に、そして外の人にも知ってもらいたいという意味での表彰でございますので、知ってもらえるんだったら、アピールできるんだったら表彰という言葉じゃなくてもそれは可能なんだろうと思いますけれども、そこはそういう考え方なんですけれどもですね。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。27ページ、保健衛生費、1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

28ページ、清掃費、3目、し尿処理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

29ページ、農業費、1目、2目、3目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

30ページ、商工費、1目、2目。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

まず、19節の商店街活性化事業補助金について、追加資料をいただきました。私がこの事業が云々と言う前に、まずその補助金交付のあり方、ここをちょっと教えていただきたいと思います。恐らく今回は既存の事業の半分を自己負担して新たに新規事業を加える。だから、補助の要望があった分を基山町として交付規則に沿って交付するという形だと思うんですけど、逆に、こういう仕組みであれば全て受け付けるのかどうか、ここを説明お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

今の分ですが、まず、今回の経緯につきましてですけれども、今まで過去3回、国費を使いましてKAPPO事業を行ってきたわけですが、商店街の関係者の方からぜひKAPPO事業を定着していきたいというようなことを含めて御相談があったところがございます。それで、じゃ、何でも認めていくのかというようなところがございますけれども、おっしゃるとおり、例えば、申請をする際に明確に採択する基準等々が今あるかと言われれば、非常に難しいところがございますけれども、例えば、昨年度、シャッターペイント事業をモール商店街の事業として予算化して実行したわけですが、1つに中心市街地、商店街のにぎわいの造成というような形での事業提案でございました。

今回については、魅力ある空間形成プロジェクトにおいて、モール商店街の中の植栽を撤去した、そういうことで自由空間をつくった中で、ぜひ商工会、商店街としてもそこで事業をして盛り上げていきたいというようなところを含めての御提案でございましたので、そういう意味では、町の観光振興であったり、もう一つ冬場の観光コンテンツとして有益ではないかというようなところでも判断させていただいて、今回、補正予算として計上させていただいたところがございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

KAPPO事業を定着させたいということで、その理由もわかります。私自身もこれについてどうこう言うことはないんですけれども、実はちょっとやっぱり最初聞いたときに違和感を感じたのが、平成26年度のいわゆる消費喚起、これでKAPPO事業をやらせていただいています。そのときの事業内容の説明が、きやまKAPPOを実施し、プレミアム付き商品券を販売することにより、町内飲食店の販売額を増加させる。KAPPOを2度実施することにより、2度目から自立を促すという説明だったんです。当然、私たちはそれを受けて審議をして、可決をしているわけです。

にもかかわらず、実際にやられたのは1度きりですよ。そして、いわゆる自立を促すになっていた2度目が開始されないまま今回に来ているわけです。私たちは実際に相談を受けるんですよ。KAPPO事業ができないかという。でも、実際にこういうことで議決しているので、本来は2度やって、その2度目に関しては自立を促すということになっているので、まず2度目をやらなきゃいけないということと、やはり自立が最大のベースになるん

じゃないですかということで、私自身はそういう返答をさせていただいたんですけども、やはり違うところで動かれてそれがすんなり通ると、何か私がすごく渋っているようにしか映らないんですよ。やはりこうやって変わったのであれば、変わったなりの説明が欲しかったし、きちんとこういう形で今後は取り組んでいきますという方向性が私たちにもわからないと、説明のしようがないというのが現実のところなんです。そういったあたりも、これから先のことも含めて、どのような思いで今回の補助金交付をされるのかというのを再度お尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

それでは、今回追加で資料提供させていただきましたものをちょっとごらんいただきたいんですけども、まず、3ページでございます。

今、議員のほうで1回のみということでございましたが、今までKAPPO事業については、国費を使いながら3回実施しております。第1回目が平成26年11月に、木山口商店会、きやまKAPPO実行委員会ということで、地域商店街活性化事業、これは中小企業庁の定額助成によるものでございますが、それで実施しております。2回目が平成27年2月15日、3回目が平成28年2月7日ということで、ことしの2月に実施しているところです。

ここで備考の欄を見ていただきますと、1回目、2回目は中企庁の地域商店街活性化事業、ここは支出分について定額助成、10割での補助をやっております。3回目、本年やったところは地域住民生活等緊急支援交付金ということで、地方創生の消費喚起型ということで、ここも10割の定額補助でやっておるところでございます。

議員おっしゃるとおり、私も自立というところが非常に必要であるというふうに考えておりました。そもそも本年度、町としてKAPPO事業に取り組むということを当初は考えておりませんでした。先ほど申し上げたとおり、商店街をこのように空間形成をやり直した中で、やはりあそこは使える空間として商店街の方、特に商工会も含めて御活用いただく中で、やはり3回行ったKAPPO事業について定着をさせていきたいという思いでの申請でございましたので、今回、補正を組ませていただいたところです。

それと、先ほどの資料で2ページをごらんいただきたいところなんですが——済みません、その前に1ページでございますが、今回、きやまKAPPO実行委員会ということで、商工

会を筆頭に基山モール商店街協同組合、木山口商店会、けやき通り商店会、それとふれあい商店会と基山シール会が実行委員会を結成していただくという形になっております。

ここでそれぞれの商店会が中心市街地のモール商店街を活用してやっていただく事業という意味では意味があるのではないかと考えております。

それと、2ページでございますが、この予算化の中で、今まで3回の事業については、このチケット収入を含めないところ、支出について定額のところを見ておったところですが、それではだめですということで、チケット販売収入であったり、餅の販売、こういうところも収入益として予算化していただくという部分。それと、一番上段の収入の部分で自己資金とその他収入というところをきちんと明記していただくようお願いしたところでございます。今、1円ずつ入れておりますのは、意味合い的には、まず自己資金のところについて、この支出総額について補助金の今回補正でお認めいただく部分を——今回は3分の2ということをお願いしておりますので、実績の3分の2までしかお支払いしないと。ただし、チケット販売収益等で不足額が生じた場合については、実行委員会の中で支出いただくような仕組みをお願いしたところでございます。

それと、その他収入では、チケット売り上げに対して未換金部分がございますので、その部分も発生した場合についてはここに入れてくださいというような形にしておりまして、ここで自助努力等で自己資金等で調達ができましたときには、補助金の額は減額をされるということで、収支を合わせまして、繰越金はゼロということでのこの予算書を組んでいただいたところでございます。

そういう意味では、今後その事業をきちんと取り組む中で、拡大していただければ補助金の額がゼロということにはならないのかもしれないんですけれども、できるだけここが減額するような形で組んでいければというふうに今考えているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。よろしく申し上げます。

ちょっと続けてですけど、2目の観光費、基山（きざん）公園草スキー場保全工事ですね。これは草スキー場という固有名詞があるのかどうか、これ確認させてください。それと、草スキー場としての範囲、これがあるのかどうか。それと、ここは恐らく県立の自然公園だと

思うんですけれども、管理は基山町自体がやらなければいけないのかどうか。この3点をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず第1点目については、ちょっと想定外でしたので、明確に言葉があるかどうかというのは保留させていただければ、通称として基山（きざん）公園の草スキー場という形で答えさせていただきます。

その範囲でございますけれども、今現在、あそこにはちょうど町境がございますので、あちは反対が筑紫野市ですかね、のほうも含めて、その分については町のほうで借上料を年間で計上いたしまして、草が生えている部分、その範囲を草スキー場という形にはしていると思います。

それと、草スキー場のその範囲ということでございますけれども、私ども産業振興課で担当している部分については、一番頂上付近の土塁から手前側、遺跡というんですかね、に該当しない部分について担当しているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ということは、あそこのタマタマ石がありますよね。あそこは今度は教育委員会の範疇になるということだと思うんですけれども、実は山頂のところの石碑がぼっこり折れたままなんですよ。せっかく情熱大陸で原泰久さんがタマタマ石と一緒に映って、結構、今いろんな人が登ってきていただいています。にもかかわらず、その横のこういう石碑がぼっこり折れたまま、そのままの状態になっているんですけど、これは誰がどのような形で修繕をされるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

今の山頂付近の土塁線付近——土塁線がどこまでになるかちょっと詳細は私もわかりませんが、その土塁線から東側の区域、あそこが基肆城の史跡の指定区域になりますので、その

範囲内は文化財のほうで担当になります。その分ですけれども、石碑は当然扱うのであれば、うちのほうの教育学習課で修繕をするようになるものであります。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

同じく2目の観光費、15節の工事請負費の基山（きざん）の草スキー場の保全工事の件ですが、ことし基山（きざん）のほうで草守基肆世界大会を開きました。この関係の効果があって、芝の補修をしなくなったんじゃないかなとも思います。それと、今後観光客がふえれば、そり等のメンテナンスも必要になってくるかと思えます。それで、役場としてはこの草守基肆世界大会の効果が本当にあったというのを実感するために、スキー客の人数とか、あるいは利用料金とかをきちっと捉えて、それを公表される予定はあるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

まず、草スキーの利用でございますけれども、草スキーにつきましては、今現在シルバー人材センターのほうに委託しまして、貸し出しにつきましては毎月ごとに集計をしております。今回、その草スキーの効果がどれぐらいあったかということでございますけれども、本年につきましては、御存じのとおり9月以降、週末がずっと雨でございましたので、なかなか件数は延びておりません。しかしながら、昨年、基肆城の草スキー大会ということで、第1回といえば第1回なんですけど、それを開催いたしましたところ、例年10月ぐらいでは300件から400件ぐらいの利用数でございましたけれども、昨年は1,000件を超えております。1,002件ということで、ここは明確に効果があったんではないかと思っております。

それと、11月と、あとは3月になりますけれども、ここも500件近く、例年であれば11月につきましては200件から300件ぐらいの利用ですけれども、ここも引き上がっております。本年、春先から含めまして、やはり利用者は多くなっておると思いますので、御家族での利用を考えますと、貸し出し件数掛ける3ぐらいは基山（きざん）のほうに来ていただいていると思っておるところでございます。

それと、今回について計上しておりますのは、世界大会をやって傷んだからということでございまして、もともと大分痛みがありますので、全部養生いたしますと、閉鎖しなけ

ればいけませんので、3年とか4年かけて部分的にずっとローテーションする形で養生できないかというような形で考えております。ただし、この効果についても検証する必要がありますので、今回は初回ということで、そこを計上させていただいたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それでは、一応今年度は8月でしたかね、世界大会が行われたんですけれども、多分来年度も実施していただけるかなと思っております。それで、やっぱり早目にPRをすることが大事かと思っておりますので、特に基山の人たちは春先に遠足で基山（きざん）で草スキーをする、3月の別れ遠足で草スキーをするというのが大体恒例になっておりましたから、そのあたりに向けて、もう一度早目にPRをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

昨年から私も草スキーにかかわらせていただいて、非常に素晴らしい観光コンテンツになるのではないかと考えております。それで、今回空間形成プロジェクトの中で、映像による情報発信ということで、草スキー山頂を空から撮った部分であったり、草スキーをされている映像についても撮影しておりますので、これの発信が1月以降ぐらいから順次考えております。そういうところを含めて、春先の草スキーに間に合うような形でPRできたらというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。31ページ、土木総務費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

32ページ、道路橋梁費、1目、2目。末次議員。

○3番（末次 明君）

1目．道路維持費、11節の需用費、修繕料なのですが、資料としていただいております。
「うそん谷線（道路法面修繕）」というのがありますけれども、あそこ、ちょうど町道でもありまして、コミュニティバスも城戸ー丸林ー宮浦間をつないでおります。それで、あそこいつも1年中道路面が水浸しになっておりまして、舗装面も剥げておる状況でございますけれども、今回の工事というのは、道路のり面修繕ということなんですけれども、この湧き水の処理も含めてあるんでしょうか、それとも単なる舗装だけなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今おっしゃいますように、のり面のほうから非常に水が出ておりますので、その辺の対策をして、原因を排除して舗装のほうも補修をしたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

あそこって、山手側には側溝とかはもともとないんですかね。あそこ、何か側溝があると脱輪しそうですけど、小さな側溝があったような気がしないでもないんですが、どうだったでしょうかね。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

現在は、のり面側に側溝はございません。ただ、横断側溝で、出てくる水を拾うものは過去措置をしております。今回はそののり面の水が以前よりふえておりますので、湧水をフィルター的に取るような製品もございますので、そういった湧水の適切な排除をするような形で進めたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。33ページ、都市計画費、1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

34ページ、住宅費、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

35ページ、消防費、2目、3目。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

消防費の2目、非常備消防費の3節、職員手当等の時間外勤務がここで51万1,000円となっていますが、たしかこれ何月でしたか、そのときも時間外手当が40万円近くありました。ここ消防費で、こういう時間外はどういうことなんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに前回は補正をさせていただいたところでございます。今回の補正につきましては、特には10月に台風が参りましたので、そちらのほうでいろいろと職員のほうが24時間体制で詰めたりしておりますので、そういった部分についての補正をお願いしたところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

じゃ、ここら辺の消防費の時間外というのは、災害とか防災とか、そういうところによる職員の配置による残業代ということでよろしいんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。36ページ、教育総務費、1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

37ページ、1目、基山小学校管理費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

2目．若基小学校管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

3目．基山小教育振興費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4目．若基小教育振興費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

39ページ、中学校費、1目、2目。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

そのこの1目の15節．工事請負費、基山中学校のエアコン、防犯カメラ、キュービクル改修工事。たしかこれ何月でしたっけ、そのときにはたしか4,000万円ぐらいの予算をとられていたと思いますが、今回2,100万円という、入札の減という説明ではありましたが、2,000万円も、要するに工事の改定か何か、改正とかあったんですかね。それとも、ただ単に2,000万円で済んだということでしょうか。ちょっとそこら辺をもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

この中学校の分につきましては、普通教室とパソコン教室へのエアコン設置と、それから電源でありますキュービクルという電源の施設の改修もあわせて予算化をさせていただいておりました。それで、今回工事をする際に、予算的には全体を変える必要があるかもしれないということで予算化をさせていただいておりましたけれども、今回のエアコンを設置するのに必要最小限のキュービクルという電源装置の改修だけを行って、ほかの部分につきましては大規模改造の中であわせてやったほうがより効率がいいだろうということでやりましたので、その分が2,000万円ほど使わなくなりましたので、今回のちょっと額の大きいキュービクルにつきましても2,016万7,000円の減額補正をお願いしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

そうですね。ということは、ほぼキュービクルに対してはわずか何百万円で修理をされたという計算で、たしか当初は2,800万円近く、それが減額が2,100万円とかいうことでしょうか。ちょっと違いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

予算的には2,857万7,000円の予算をお願いして、実際の契約額は840万9,420円という額で、必要最小限のところだけをやって、次の大規模改造のときには、そこはそのまま扱わずにほかの部分のキュービクルを扱える部分がありますので、そこを先に今回は必要なところだけ行ったというところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

私も同じく15節の防犯カメラの設置工事についてですけど、これは小学校にも言えることなんですけど、この当初予算でカメラの設置箇所数が全て小・中学校、各3校5カ所になっていたと思います。一部その設置位置に対して当初、死角になる部分、防犯上ここにもつけたほうがいいんじゃないだろうかという御質問もしたんですけども、とりあえず予算内5カ所設置するというお話をお伺いしました。これだけ減額をされておりますけれども、その後、防犯上設置後に問題となるような箇所があるのかなのか、あるいは検証をされたのかどうか、今後設置する時期も検討して計画があるのか、教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

防犯カメラにつきましては、今設置をしまして運用させていただいているところでございます。今後、まだつけて約半年ぐらいでございますので、実際には1件ほど小学校で起きた事件に対して防犯カメラをチェックすることで事件の解決に至ったというものもございます。

ので、その効果はあったものと思われます。ただ、箇所については、今想定しているところで行っておりますので、もう少し検証を含めて、必要な場合には、その必要性も含めて検討する必要はあると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。40ページ、社会教育費、1目、2目、3目、4目、5目まで。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

2目の公民館費、負担金補助及び交付金の45万7,000円、これは1カ所でしょうか、それとも各公民館において全体的にこれだけかかったんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課長。

○まちづくり課長（阿部一博君）

こちらにつきましては、第3区の公民館の屋根の修繕でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

41ページの報償費のところの記念品で、入館者10万人のときに何か差し上げるということをやちょっと説明でお聞きしたんですけど、これのときにせっかくアピールするいい機会ですので、セレモニー的なこととかはお考えですか。例えば、よその何かあったときには、福岡タワーにしろ、いろんな場所で何人目の方にとということで、テレビでもニュースに取り上げられたり、いろんな面でアピールの場になるので、せっかくあれだけいい図書館ができておりますので、金額的には9,000円ですけれども、そういうものを差し上げたときのセレモニー的なものをいいアピールの場としてしたらどうかなと思うので、そういうのはもうお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

アピールというか、今回は図書券と花束ということでの額にしております。今、館長ともチェックしながら、大体いつぐらいになるのかというのを検討して、今のところ年末か年明けぐらいのちょっと微妙なところなんですというところで調整しておりますので、大体、おおむね

その時期が想定されるときには、今、議員おっしゃるようにプレス等にも御案内をしながら、ある程度ピンポイントで日にちを決めながら、きちっとしたセレモニーとしてはやっけていき、基山町の図書館をアピールしていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

41ページですよ、今。そこの下の11節の需用費の、これ図書館の光熱水費だと思いますけど、50万2,000円。6月、9月では光熱水費というのが出ておりませんでしたけど、この50万2,000円というのはどういう期間なんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

一応新しい施設として当初予算で光熱水費を、旧館の実績と新しい図書館である程度見込める分として予算組みをさせていただいております、これまでの支払いの実績と今後の日にちを勘案しまして、その分を見込んで今回補正を上げさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次行きます。42ページ、保健体育費、1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

43ページ、幼稚園費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

44ページ、災害復旧費、林業施設現年発生災害復旧費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

45ページ、公債費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

46ページ、土地開発基金費、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

47ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で議案第58号に対する質疑を終結します。

日程第19 議案第59号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第19. 議案第59号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。議案書の47ページをお開きください。

47ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

48ページ、第1表、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

49ページ、同じく歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書に行きます。3ページをお開きください。

歳入、国庫負担金、1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、国庫補助金、1目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5 ページ、療養給付費交付金、1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6 ページ、前期高齢者交付金、1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7 ページ、県補助金、1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8 ページ、他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

歳出に移ります。

9 ページ、総務管理費、1 目、2 目、3 目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

1 目の13節、委託料、国保情報集約システム連携改修業務委託料ということで、説明では平成30年度からの県単一化に伴うものというふうな説明があったと思います。報道によりますと、今これに向けて担当者、首長も含めてかどうかわかりませんが、話し合いが続けられているけど、一致に至っていないと、いろいろあるというふうな報道もされておったように感じます。現在の状況について説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

御質問の内容につきましては、先日、11月25日に行われました国保広域化連携会議で各首長が集まった会議のことだと思いますけれども、その中で、将来的に保険税率を県内で統一化していきましようというような県側からの方向性が示されたわけですが、その中で、そこでは慎重論が多数出たということでございます。上がる場所もあれば、下がる場所もあるでしょうけれども、現時点でそれはちょっと、この連携会議の時点では方向性は見出せなかったということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私のほうから少し、その会議に出ておりましたので。今の担当課長の説明プラス、県の予算の支出も含めた県の役割が不明確だという、そういうそれぞれの首長からの意見が非常に多いのと、あとは一本化するときのメリットの表現の仕方も非常にわかりにくいのでという、そういうことなども意見として出ておりました。そういう意味では、いずれにしてもこれから広域化していかなきゃいけない方向性にあることは間違いないと思いますけれども、その時期とか、やり方をこれからしっかり議論していくというふうな形になっていくんじゃないかと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、県単一化すれば、私、過去何回も一般質問でやってきて、非常に問題があるという立場で質問をしてきたわけですが、基山町の国保税は上がるという認識を示されています。これはそういうふうになると、今より高くなるわけですね。そこをちょっと確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

今まで何回も御答弁させていただきましたように、今より安くなることはあり得ないというふうに思います。ただ、1つには何もしなくても医療費については毎年上がっていきますので、その分で基山町としても改定をしなければならない部分があるのは1つですね。医療費の増大。あと1つは、所得の多いところについてはより多く納付金を払わなくてはならないという制度になっていますので、よその低いところの所得まで合わせた形で算出をされますので、やっぱり所得が多いところについては今までより多く納付金を払わなくてはならないと。税率については、県内ほぼ同一になるにしても、納付金については所得が多いところは納める額がふえるということです。それで、基山町は県内でも数本の指に入るぐらい所得が高いところであると。現状でいいますと、医療費のほうは逆に低いというところで、今現

在の基山町の保険税率は同一所得、同一世帯数でしますと、下から3番目か4番目ぐらいの保険税率でございますが、これが県内統一になるということで、中間までは上がらないと思いますけれども、中間近くの保険税率の設定になるのではないかとこのように思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

この単一化に対して県の姿勢が全く見えてこないんですね。県の単一化になって、ただ事務手続のものを県がするとかいう話だったら単一化する必要はないと思うんですね。やはり国が補助を出して、県のほうも財政が苦しいから、各市町も苦しいからそこを補填しようとかいう姿勢が少しあらわれてないと、この単一化になると、やはり今、課長がおっしゃったように、負担がふえるだけで、税率は変わらないですけど、やっぱり所得が多いところがふえてくるといったら、必ず基山町はそういうふうになってくるわけですから、今でも相当厳しい財政でやりくりして、ほかのところよりも負担は大きく金額的に出しているわけですから、それをさらに被保険者に負担を求めるとするのは、やはりこの単一化を目指す県の姿勢をもう少し厳しく、県としてどういう対応をするのか、事務手続きだったらやらないほうがましでしょうけれども、やはり補填をしてくれるという確約がなければ、この単一化というのは基山町としては目指すべきではないと私は考えますけど、その点いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

論点が2つあると思います。まず1点は、今御指摘のあったようなところでございます。ただ、それもこれから10年間ぐらいはまだ基山は県平均からいけばいいところにいるんでしょうけど、今から20年後ぐらいの基山を考えた場合には、多分非常に悪い成績のところにあるので、その段階ではむしろ県一本化してくれというふうに、逆にそういう立場になっている可能性は極めて高いというのが1つでございます。だから、そこは当事者によって考え方と、それから時代によってそののあれが変わってくるというのが1つと、まず根本的な話として、統一化するためのスケールメリット、結局一本化することによって何がいわゆるコ

ストダウンになって、何がいいことなのかというのが今全く明示されていないので、そこがないと逆に統一化するところのインセンティブが全く働かないんじゃないかと。今のままだと、今苦しいところを助けるというだけの議論になってしまっているので、ただ、繰り返しになります、今うちは助ける側ですが、あと十数年後には助けられる側になる可能性は極めて高いので、そこら辺の考えはきちんとまたしておかなければいけないというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

次へ行きます。10ページ、徴税費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、療養諸費、1目、2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12ページ、高額療養費、1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、後期高齢者支援金等。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、前期高齢者納付金等。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、老人保健拠出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

16ページ、介護納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、保健事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

18ページ、償還金及び還付加算金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

19ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で議案第59号に対する質疑を終結します。

日程第20 議案第60号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第20. 議案第60号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。議案書の50ページをお開きください。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次へ行きます。51ページ、歳入。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

52ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

事項別明細書に移ります。事項別明細書3ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で議案第60号に対する質疑を終結します。

日程第21 議案第61号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第21. 議案第61号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。議案書の53ページをお開きください。

54ページまで。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。1ページをお開きください。

収益的収入及び支出、収入、2ページまで。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

3ページ、支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9 ページ、平成28年度基山町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、予定損益計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

12ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、予定貸借対照表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で議案第61号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第22 委員会付託

○議長（鳥飼勝美君）

日程第22. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。基山町会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査にするため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後2時35分 散会～